

(1) 平成25年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
	なし	

(2) 平成25年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会 派	議員名	内 容	頁
代表質問	自民党	浅野議員	学校防災機能整備事業について	1
			2学期制及び土曜日の活用について	1
			放射線対策について	2
			児童生徒による清掃活動について	3
			学校給食の現状等について	3
	公明党	菅原議員	退職手当の見直しについて	4
			学校における体罰について	4
			体罰の実態について	4
			児童支援コーディネーター専任化事業について	5
	民主党	東議員	体罰について	5
	共産党	竹間議員	太陽光発電設備について	6
			少人数学級について	7
			中学校給食について	7
体罰の根絶について			8	
	会 派	委員名	内 容	頁
予算審査特別委員会	自民党	橋本委員	義務教育施設での電力の使用と節電について	9
		松原委員	発達障害の可能性のある児童・生徒について	14
		青木委員	跡地利用及び久末小学校改築について	17
			LPガスについて	18
		廣田委員	部活動について	23
		石田委員	通学路の安全対策について	36
		嶋崎委員	中学校給食の導入について	41
		矢澤委員	市民俗芸能発表会と継承及び文化財保護法と保存活用について	46

	会 派	委員名	内 容	頁
予算審査特別委員会	公明党	河野委員	義務教育施設整備事業及びアレルギーへの対応について	10
		田村委員	障害者就業コンサルタント配置事業について	15
		かわの委員	小学校の国際交流について	18
			施設開放の受益者負担について	19
		山田委員	防災拠点整備事業について	24
		沼沢委員	PTA会費について	25
		吉岡委員	情報管理費について	27
			不登校対策について	27
		後藤委員	資産マネジメントについて	33
			子母口小学校の整備について	34
	岡村委員	体罰について	36	
		心のスキルアップについて	37	
	花輪委員	重度障害児・者への支援について	42	
	菅原委員	地方公務員退職制度について	47	
	民主党	岩隈委員	外国語指導助手配置事業について	11
		織田委員	学校図書館の有効活用について	43
	共産党	斉藤委員	教育環境快適化事業について	13
		勝又委員	高校奨学金制度の見直しについて	15
		石田委員	子母口小学校の通学安全対策について	20
		竹間委員	日吉小学校の施設改善について	26
			日吉中学校における特別活動室の整備について	26
		市古委員	就学援助について	29
			教職員の健康と多忙化解消について	31
大庭委員		学校の太陽光発電と蓄電池の整備について	34	
		市内高校生の雇用対策について	35	
佐野委員		児童生徒用の備蓄物資の整備について	38	
	児童の交通安全対策について	39		
	小中学校の歯科口腔検診の強化について	39		
	施設開放における体育館使用料徴収について	40		
みんなの党	月本委員	義務教育施設整備費について	21	
無所属	三宅委員	副読本の記述について	24	

■ 代表質問（2月27日）自民党 ■

◆ 学校防災機能整備事業について

◎ 質問

避難所施設機能の強化として、プロパンガス等による複数熱源確保の予算額並びに整備計画概要について伺います。

◎ 答弁

避難所となる学校におきましては、複数熱源を確保するため、都市ガスが整備されている学校でプロパンガスも使用できるよう、主に1階の管理諸室や特別活動室などを整備してまいります。

平成25年度当初予算案につきましては、7校分、182万7千円を計上しており、平成26年度以降、概ね4年間で整備できるよう関係局と協議してまいりたいと考えております。

◆ 2学期制及び土曜日の活用について

◎ 質問

2学期制導入に伴い、授業日数の確保、課題、2学期制の特色を生かした教育課程の編成について伺います。また土曜日を含め、児童生徒に教育を行うことは義務教育の大きな役割であるという観点から土曜日授業について議論を進めるべきと思いますが、考えを伺います。

◎ 答弁

はじめに、授業時数についてでございますが、各学校においては授業日数の確保に努め、いずれの学校でも、学校教育法施行規則に示された標準授業時数を、適切に確保しております。

次に、2学期制導入に伴う教育課程の充実についてでございますが、本市の2学期制においては長期休業の日数を弾力的に学校が決めることで、必要な授業日数を確保し、児童生徒や地域の実態に応じた教育課程を編成できるなど充実が図られております。

3学期制では7月、12月に成績処理に追われておりましたが、2学期制では、授業研究をはじめとする教職員の研修を行ったり、学校行事や体験学習等に取り組める時間として活用したりすることで、教育活動の充実が図られております。

また、長期休業前の学習や面談を通して子ども一人一人が見つけた課題を、休業中に探究したり克服したりし、その成果が休業後の学習につながるといった学びの連続性も、2学期制ならではの長長であると考えております。

次に、2学期制の評価についてでございますが、教員が子どもとじっくりと触れ合う時間を確保できること、長いスパンで児童生徒を指導し、多面的な評価・評定が可能となること、学校行事を柔軟に設定したり工夫したりできるなどの声が聞かれているところでございます。保護者からも、現行の2学期制の趣旨につきましては、一定の理解を得られていると考えているところでございますが、前期の終わりが10月上旬になることから、学期の区切りがわかりにくい等の声も伺っております。

次に、土曜日の活用についてでございますが、各学校の児童生徒は祭礼や地域行事などそれぞれの地域の特色を生かした活動に参加しているところでございます。

また、地域における小学生を中心としたスポーツや文化活動が活発化し、地域教育会議や町内会等、地域の指導者のもとで、保護者も指導に加わり、家庭と地域が一体となった活動が市内のいたるところで展開されているところでございます。

また、中学校におきましては、土曜日の午後、日曜日にも行われていた部活動を、学校週5日制の導入により、原則として土曜日または日曜日のいずれかを休みとすることで、十分な休養がとれるようになったものと考えております。

さらに、地域の行事に参加しやすくなったり、家族と過ごす時間を大切にすることができるようになったりしたことも、成果の一つであると考えているところでございます。

小学校4年・6年、中学校3年を対象とした平成23年度の「川崎市小・中学校教育基本調査」によりますと、家族と一緒にいるときに「楽しい」、近所の人と挨拶を「いつもしている」、自分の住んでいる町や地域が「好き」と回答した割合が、いずれの学年においても平成17年度の調査に比べ増えております。

この結果に見られる子どもたちの家庭や地域への愛着の確実な深まりは、学校週5日制の成果と評価できると考えているところでございます。

土曜日授業についてでございますが、学校週5日制を前提に現行の学習指導要領は規定されており、授業時数を確保するうえで、土曜日授業を行う必要はないものにとらえておりますが、運動会や文化祭などの学校行事や授業参観等の土曜日開催は、家庭や地域に開かれた学校づくりにつながるものと考えております。

このような取組は保護者や地域の方々からも評価をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校教育法施行規則に基づいた対応を、引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

◆ 放射線対策について

◎ 質 問

放射能汚染対策について、9校の市立小中学校において天地返し等を行いました。その際の処理方法、再測定並びに生徒保護者への周知と公表状況について伺います。

◎ 答 弁

市立学校の局所的に放射線量が高い箇所への対応につきましては、児童・生徒から放射線源を遠ざけることを最優先とし、本市で設定した目安値に準じ、迅速かつ機動的に対策を講じております。

目安値を超えた9校のうち、毎時0.38マイクロシーベルトを超えた1校は浮島の保管場所へ搬出し、それ以下の8校は天地返し等の措置をとったところでございます。

対応後は、いずれも毎時0.19マイクロシーベルト以下になったことを確認しております。

次に、公表につきましては、各学校から保護者へお知らせを配付するとともに、市のホームページに掲載したところでございます。

なお、公表後、天地返し等の措置をとった8校中6校につきましては、施設管理者の要望等により、浮島に搬出いたしております。

◎ 再 質 問

放射線量が高くなった学校施設では、除染して一定期間後の測定が必要と考えますが現状を伺います。また、放射線量が高くなった理由があるわけですがその対策並びに埋戻し地点の公表、管理はどうなっているのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、放射線量についてでございますが、平成 23 年の測定並びにその後の対応により、各学校では目安値を下回っていることを確認しております。本市におきましては、事故発生後、広範囲にわたる高い放射線量は確認されておらず、大気中の空間放射線量につきましても、ほぼ自然放射線レベルで推移しております。そのことから、学校施設において一定期間後の測定の必要性はなく、児童生徒の清掃等の活動にも問題はないものと考えておりますが、万一、高い放射線量が長期間にわたり確認されるような場合には、継続的な測定など関係局と連携し、適切な対応を図ってまいります。

次に、天地返し等の対応についてでございますが、事故直後に降下した放射性物質が、1校は全天候型トラックのため雨水により校庭周縁に流れ堆積し、もう1校は、雨どいが破損していたため、雨水が下水に直接流れず、一箇所に集まったために、放射線量が目安値を超えたものと考えられます。それぞれに対策を講じ、放射線量の低減を確認しておりますので、新規の放射性物質が蓄積されない限り、現時点におきましては、新たな対策は必要ないものと考えております。

なお、天地返し等を行った場所につきましては、場所を示した図を教育委員会事務局と環境局におきまして、適切に管理しているところでございます。

◆ 児童生徒による清掃活動について

◎ 質問

震災直後は敬遠してきた生徒による学校の側溝等の清掃の状況について伺います。

◎ 答弁

学校におきましては、学校教育の一環とした児童生徒の勤労・奉仕活動として、清掃等の美化活動に取り組んでおります。

震災直後は、児童生徒による、側溝掃除や除草などの活動を自粛しておりましたが、現在、再開している学校もございます。

本市における現在の環境放射線量を踏まえても問題ないものと考えておりますが、こうした活動へ参加することを懸念する保護者や子どもにつきましては、その思いに寄り添い、参加辞退等について十分配慮するよう学校に伝えてきたところでございます。

◆ 学校給食の現状等について

◎ 質問

基準内とはいえ一部の食品からは放射性セシウムの検出が続いており、あえて子どもに食べさせる必要はありませんが、学校給食の現状、指導方針について伺います。

◎ 答弁

本市の学校給食につきましては、各学校で使用する食材を一括購入し、統一献立として実施しております。

この食材に含まれる放射性物質への対応といたしましては、保護者から不安の声が寄せられる食材を選定して放射能濃度検査を実施し、その結果が食品衛生法上の基準に照らし、基準値以下であることを確認した上で学校給食として提供することとしております。

この検査において、放射性セシウムが微量でも検出された際には、学校を通じて全ての保護者へお手紙を配布し、お知らせするとともに、摂食を控えたいとの申し出に対しましては、その意思を最大限尊重しているところでございます。

これらの放射能濃度検査結果や食材の産地情報につきましては、給食を提供する前に本市のホームページに公表し、周知を図っているところでございます。引き続き速やかな情報公開に努めてまいります。

■ 代表質問（2月27日）公明党 ■

◆ 退職手当の見直しについて

◎ 質問

地方公務員退職金制度について、引き下げ時期によっては本市でも駆け込み中途退職が起これると思いますが、子どもたちに影響を及ぼさないような取組を伺います。

◎ 答弁

教育委員会といたしましても、県費負担教職員を除く市立高等学校教職員等の対象者に対し、制度改正について十分な説明を行い、理解を得るように努めるとともに、仮に早期退職者が生じた場合には、学校運営に支障が生じないよう、臨時的任用職員の配置等により、対応してまいりたいと考えております。

◆ 学校における体罰について

◎ 質問

市長に体罰に対する率直な見解を伺います。

◎ 答弁（市長）

はじめに、大阪市における体罰を背景とした生徒の自死という痛ましい報道に接し、亡くなられた生徒とそのご遺族の方々に、心より哀悼の意を表したいと存じます。

体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されていることはもとより、本市では子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの人権を大切にしてきた経緯を鑑みても、子どもと教師の信頼関係を基盤とする教育現場では、決して許されるものではないと考えております。

◆ 体罰の実態について

◎ 質問

本市における体罰の実態について、また、「電話相談ホットライン」による相談者への対応と教職員への聞き取りの対応について伺います。

◎ 答弁

本市におきましては、これまで人権尊重教育を基盤とした教育実践を積み重ね、何より子どもの人権を大切にまいりました。しかしながら、体罰もしくは不適切な指導として、平成20年度から今年度までの過去5年間で、5件の処分を行っております。

教育委員会といたしましては、体罰の実態をより正確に把握し、学校における指導法の改善を図るため、2月18日に電話相談ホットラインを開設いたしました。

ホットラインに寄せられた相談や情報につきましては、当該する区・教育担当が、相談者の希望により面接を行うなど、相談者の意向を尊重しながら丁寧な聞き取りを行います。これにより、実態把握や指導法の改善だけでなく、児童生徒の心のケアをはじめ、学校との関係についての悩

みをしっかり受け止め、教職員と児童生徒、保護者との関係改善を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度内に一人一人の教職員に対して管理職が面接を行い、体罰だけでなく、指導法や指導上の悩み等も直接、聴き取ってまいります。これにより、体罰の実態を把握するとともに、管理職の意識を高め、学校全体の指導の在り方を見直すことにより、学校と保護者の信頼関係を一層深めることができるものと考えております。

◆ 児童支援コーディネーター専任化事業について

◎ 質問

本市独自で新たに「児童支援コーディネーター」を専任化しますが、経過と期待される効果、スクールカウンセラーとの連携について伺います。

◎ 答弁

本市では、平成 19 年度にすべての市立学校において、正規教員の中から特別支援教育コーディネーターを任命し、特別な教育ニーズのある児童生徒に対する支援の充実を図ってまいりました。

一方で、いじめや不登校等の要因や背景が多様化する現状におきましては、すべての児童生徒へのきめ細やかな支援が求められてきたところでございます。

こうした状況の中、コーディネーターが学級担任を兼務することが多い小学校において、業務に専念できる環境を整える必要があると考えているところでございます。

あわせて、特別支援教育だけでなく、児童指導、教育相談等のスキルを併せ持った人材を育成することにより、子どもが抱える課題に対し、迅速で適切な支援ができるよう、体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

平成 25 年度には、小学校 35 校において、コーディネーターに代わって授業を受け持つ非常勤講師を配置することにより、コーディネーターが学級担任を外れて、その業務に専念できる環境を整えてまいります。

また、児童支援コーディネーターが専任化された学校では、教育相談のスキルを有したコーディネーターが、迅速で的確な初期相談を行うことができるため、教育相談センターに配置された 7 名のスクールカウンセラーと連携した支援が、より円滑で効果的になるものと期待しているところでございます。

■ 代表質問（2月28日）民主党 ■

◆ 体罰について

◎ 質問

教育委員会として体罰問題に対しては、どのように考え、どのように対応していこうとしているのか決意を伺います。また、人権オンブズパーソンなど他の部局との連携等も有効と考えられますが今後の予定を伺います。

◎ 答弁

教育現場での体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されているものであり、子どもや

保護者がその行為をたとえ受容したとしても、決して許されない行為であると考えております。

もとより、人格形成の途上にある子どもは、時として不遜な態度を誇示したり、教師の指導に反発したりすることがございます。しかし、こうした場面でこそ、教師がどのような姿勢で人と向き合うべきか、その範を示すことが大切であると考えております。

本市におきましては、これまで人権尊重教育を基盤とした教育実践を積み重ね、何より子どもの人権を大切にしていまいりました。

教育委員会といたしましては、電話相談ホットラインの開設を通じて、児童生徒や保護者の意向を尊重した丁寧な対応を行ってまいります。また、学校に対する具体的な調査や指導助言等を通じて、教職員と児童生徒や保護者との信頼関係の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、人権オンブズパーソンとの連携をはじめ、市長への手紙やサンキューコールかわさき等、本市の公聴制度を活用し、今後も体罰根絶と信頼される学校づくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

■ 代表質問（2月28日）共産党 ■

◆ 太陽光発電設備について

◎ 質 問

太陽光発電設備について、設置されていない学校が小学校80校、中学校39校、高校4校あります。すべての学校に設置を急ぐべきと思いますが伺います。

◎ 答 弁

太陽光発電設備は、これまで小学校33校、中学校12校、高等学校1校の計46校に設置しており、本年度中に4校が完成予定となっておりますので、計50校に設置される予定でございます。

残りの学校の太陽光発電設備の設置につきましては、改築や既存学校施設の再生整備事業で進めてまいりたいと考えております。

◎ 再 質 問

震災時の避難所になる小中学校の防災機能として、発電と電力を確保するための設備を整備するべきです。太陽光発電設備と蓄電池を全学校に整備する年次計画を立てるべきと考えますが、市長に伺います。

◎ 答 弁（市長）

持続可能な低炭素社会の構築に向けましては、太陽光などの再生可能エネルギーの導入拡大を図ることが大変重要であります。また、東日本大震災に伴う電力不足への的確な対応という観点からも、その重要性は一層高まっていると考えております。

公共施設への太陽光発電設備の導入につきましては、新築、改築時などの機会を捉えて計画的に導入してきたところでございます。

学校施設は災害時の避難所となることから、現在、東日本大震災の被害や発生時の状況を踏まえ、主に発生時から生命確保期に必要な機能を中心に整備を進めているところでございまして、学校の防災力の強化に向けて、非常用電力の確保等、様々な取組を進めているところでございます。

◆ 少人数学級について

◎ 質 問

市教育委員会として、県に報告してきた少人数学級の評価について、また、少人数学級を小学校3年生、中学校1年生への拡充についても伺います。

◎ 答 弁

はじめに、少人数学級の評価についてでございますが、神奈川県教育委員会では、市町村立小中学校において、少人数学級の指導上の効果や問題点等に関する研究に取り組む学校を指定し、学級編制基準の弾力的運用を許容する研究指定制度を導入しております。本市では、この制度に基づき、加配教員を活用し、毎年、小・中学校、合わせて80校程度で少人数学級を実施しており、その成果を研究報告書にまとめ、県教委に報告しております。

昨年度の報告によりますと、「教員が一人ひとりの学習状況を把握しやすい」、「個別の指導を効果的に行うことができる」また、「生活面での適応指導にも効果がある」といったメリットと、「標準学級に戻る場合に生じるギャップ」や、中学校においては「クラス数の増加に伴う教員一人当たりの受け持ち時間数の増加」等が課題として掲げられているところでございます。

次に、少人数学級の拡充についてでございますが、公立小中学校の35人学級化に向けた国の取組につきましては、平成25年度予算に係る財務・文部科学両大臣折衝の結果、現行の小学校1・2年生に続く対象学年の拡大に必要な予算措置は見送られたところでございます。

一方、この折衝の中では、少人数学級による効果の検証を行いつつ、引き続き検討を行う旨が合意されたとのことでございますので、本市といたしましては、教職員定数改善計画の早期実施を強く要請してまいりたいと考えております。

本市では、これまで「かわさき教育プラン」に基づき、国に先駆けて小学校低学年における少人数学級の実施に取り組むとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めてまいりました。

今年度は、市立小学校全113校のうち、3年生で1学級当たりの児童数が35人を超えた40校のうち、学校の判断で少人数学級化に取り組んでいる学校は18校でございます。また、中学校でも、加配教員を担任として活用するなどして、51校中10校・14学級において35人学級を実施しております。

他方、少人数学級ではなく、少人数指導やチーム・ティーチング等により、児童生徒の習熟度に応じた指導方法や特別な教育的ニーズへの対応を優先する学校もございまして、教育委員会といたしましては、引き続き、こうした各学校の実情を的確に捉え、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら、教育環境の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

◆ 中学校給食について

◎ 質 問

中学校で給食を導入する自治体が全国に広がり、実施する意義と役割が鮮明になっている中学校給食の実施に今こそ踏み出すべきです。市長に伺います。

◎ 答 弁 (市長)

中学校の昼食につきましては、個人の嗜好や食事量に違いがあることや、自ら食べるものは自ら判断し、選択できる力を養うことなどの教育的効果の点からも、家庭からのお弁当を基本としております。

また、自分の食事は自分で作ることも食育として意義深いものであり、お弁当づくりなどを契機として食に関する興味関心を抱き、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育むことができるものと考えております。

◆ 体罰の根絶について

◎ 質 問

教育委員会として学校での実態調査や電話相談ホットラインを開設していますが、体罰の根絶・一掃に向けた決意を伺います。

◎ 答 弁

体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されているものであり、子どもや保護者がその行為をたとえ受容したとしても、決して許されない行為であると考えております。

学校は本来、子どもたちが学ぶ楽しさ、人と交わる喜びを感じながら、夢を育み、自らの希望に向かって歩みを進める心と力を伸ばしていく場でなければなりません。

このことを念頭におき、体罰の根絶へ向けた取組を一層推進してまいりたいと考えております。

◆ 義務教育施設での電力の使用と節電について

◎ 質問 ①

来年度に義務教育施設で使用する電力について、一般競争入札を実施しましたが、その目的と効果について伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、電気事業法の改正による電力の小売自由化に伴い、環境に配慮した電力の調達に向け、環境配慮電力入札の取組を進めており、川崎市立の小・中・高等学校で使用している電力供給についても、電気料金のコスト削減効果を含めて電力入札を実施したところでございます。

また、入札を実施した結果、来年度におきましては、特定規模電気事業者と電力の供給契約を締結することとなり、従来の供給契約を想定した場合と比較して約5,200万円の削減効果を見込んでいるところでございます。

◎ 質問 ②

かわさき環境ショーウィンドウモデル事業で稲田中学校の体育館の照明を従来の水銀灯から省エネタイプの無電極ランプというものに取り換えるということのようですが、どのようなメリットがあるのか伺います。

◎ 答 弁

体育館の照明につきましては、昨年経済労働局が実施した「かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業2012」で採用された事業で、水銀灯から無電極プラズマライトに更新されたものでございます。

この電灯は蛍光灯や水銀灯と異なり電極がないため、長寿命であり、消費電力も水銀灯の約3分の1で同程度の光量が得られ、また点灯後すぐに明るくなるなどのメリットがございます。

なお、昨年度改築した百合丘小学校などでも採用しております。

◎ 質問 ③

体育館の水銀灯の照明のメンテナンスなどにどのくらいの費用が掛かっているのか伺います。

◎ 市長 答 弁

体育館照明の電球の交換につきましては、照明本体に昇降装置がついているものは、学校が消耗品費で電球を購入し交換しております。電球の価格は、一般的な水銀灯400ワット1個あたり6,000円程度となっております。昇降装置がついていないものについては、足場を組んで交換するため、電球の代金に加えて別途10万円程度の費用が必要でございます。

◎ 質問 ④

体育館の施設開放において、利用者に一定の負担を考えているようですが、どの程度見込んでいるのか。児童・生徒が施設開放として利用する場合には負担を求めないことが望ましいと考えますが伺います。

◎ 答 弁

学校施設開放における体育館の使用料の額につきましては、平成22年度の体育館の電気代等の諸経費を基本に算定して平均で1時間当たり250円程度を想定しております。なお、平成25年度の歳入は、10月から利用券の販売開始を予定しておりますので、約1,400万円を見込んでおります。

各体育館の使用料につきましては、平成24年度の利用実績や電力の一般競争入札の結果等を踏まえ、6月に決定してまいります。

次に、子どもが参加する団体の負担などにつきましては、現在、開放運営委員会や利用団体等から、円滑な実施に向けて御意見を伺っておりますので、その結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 河野委員（3月6日） ■

◆ 義務教育施設整備事業及びアレルギーへの対応について

◎ 質 問 ①

学校トイレ快適化について、改修内容と悪臭等に対する解決対応、今後の取組について伺います。

◎ 答 弁

学校トイレの快適化の内容でございますが、便器の洋式化や臭気対策、内装改修とあわせまして、手洗いの自動水洗化、小便器の自動洗浄方式、人感センサーつき照明などによるエコ化、段差の解消や手すりの設置などユニバーサル化にも配慮した改修を実施しております。また、当面の対策といたしましては、学校からの申請に基づき、便器の洋式化や尿石の除去などをおこなっているところでございます。

残りの学校につきましても早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えており、学校トイレ快適化事業で実施する以外にも、既存学校施設の再生整備事業など他の事業におきましても進めてまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ②

既存学校施設の長期保全計画の策定にあたり、学校施設実態調査事業を行い様々な情報を把握し、整備を進めていくとのことですが、その中で特別教室への冷暖房設備の早期設置が学校現場から求められています。今後の取組と見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、特別教室の冷暖房設備設置につきましては、これまでに中学校の音楽教室とコンピュータ教室、小学校の音楽教室のすべてに冷暖房設備を設置してまいりました。そのほかの特別教室につきましても、学校からの申請に基づき、教室の向きや温熱環境など各学校の状況を踏まえて適宜対応してきたところでございます。今後も、学校事情を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、学校施設の状況につきましては、安全を維持するため、本市が作成した学校安全の手引

きをもとに、運動場やプールなどを含めた教育環境の安全点検を全教職員で行い、安全管理担当者がとりまとめ、管理職が現状の把握に努めております。

安全点検で発見された危険を除去するための事後措置につきましては、結果に応じて学校で適切な対応を講じておりますが、学校内で対応できない場合には、学校からの申請に基づき、教育委員会が修繕等を実施しているところでございます。

◎ 質問 ③

学校でのアレルギーのある児童生徒への対応について、昨年12月東京都内の小学校で、アナフィラキシーショックで亡くなるという事故がありました。本市においても事故を防ぐための取組の強化が求められますが、見解と取組を伺います。

◎ 答 弁

近年の子どもたちの健康課題の一つにアレルギー疾患の増加が上げられておりますが、本市でもアドレナリン自己注射薬（エピペン）を主治医より処方される児童生徒が年々増加しており、重要な課題と受け止めております。

教育委員会では、平成21年3月に「川崎市立学校におけるアレルギー疾患をもつ児童生徒の対応マニュアル」を作成し、各学校へ配付するとともに適切な対応について周知を図ったところでございます。

また、昨年12月東京都内の小学校での事故を重く受け止め、市内の学校長及び養護教諭に再度、マニュアルの内容の確認をしたところでございます。

市内の学校では年度のはじめに、児童生徒の食物等のアレルギーに関する情報を、保護者からの保健調査票や面談を通じて把握し、必要に応じて主治医により指示等が記載された学校生活管理指導表に基づき、子どもの状態に応じた健康管理や緊急時の対応に努めております。

また、川崎市総合教育センターが主催する養護教諭を対象とした研修では、専門医を招きアレルギーに関する知識やアドレナリン自己注射薬（エピペン）の実技等を学び、アレルギー疾患や緊急時の対応の理解に努めております。

さらに、校内研修等を実施し、学校医等と連携を図り教職員が誰でも対応ができるように、校内体制の充実に取り組み、子どもたち一人ひとりの大切な命をアレルギーによる事故から守ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 岩隈委員（3月6日） ■

◆ 外国語指導助手配置事業について

◎ 質問 ①

市内中学校のALTの配置はどのようになっているのか。また、週1回ALTと英語教員のTTが行えるようにするための配置人数と概算を伺います。

◎ 答 弁

平成25年度より、中学校のALTを3名増員し、計30名を中学校に配置する予定でございます。内訳といたしましては、はるひ野小・中学校を除く市内50校の内、10校に1名が常駐し、

他の中学校は2校に1名のALTを配置いたします。また、中学校に週1回のALTを配置する場合は、今後の学級数の増減にもよりますが、来年度配置予定数に8名程度の増員が必要であり、これに掛かる費用を試算いたしますと、約3千2百万円と見込んでいるところでございます。

◎ 質問 ②

本市の英語担当教員数、その内何名がTOEICをはじめとする外部試験受験を行ってきたのか伺います。また、英語教員のスキルアップを現場ではどのように図っているのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、昨年11月のアンケートによりますと、臨時的任用教員を含めた231名の担当教員のうち、およそ74%の教員が何らかの外部試験を受けた経験があると回答しております。

次に、英語科教員のスキルアップについてでございますが、「母国のこと」「ふるさとのこと」を英語で表現できる能力を子どもに身につけさせるための研修として、英語科教員研修において、日本固有の文化を外国人に紹介するプレゼンテーションの研修を実施いたしました。

また、日本民家園において、日本特有の文化に触れる研修を行ったところでございます。これらの研修は、主に英語を使用して行われ、英語の運用力および指導力の向上をめざすだけでなく、ふるさとである「日本や川崎のこと」を知る研修として行われました。生徒に指導する教員が、まず日本文化について意識を高める必要があると考えておりますので、今後もこのような研修を継続的に実施してまいりたいと存じます。

◎ 質問 ③

小学校5・6年生の外国語活動への円滑な接続ができる低・中学年の英語活動が必要と考えますが教育委員会の取組を伺います。

◎ 答 弁

「高学年の外国語活動に円滑に接続する低・中学年の英語活動」をテーマに、低・中学年の英語活動のカリキュラム編成の考え方と各学年の学習指導案のモデルを総合教育センターの研究報告会を2月下旬に行い、全校に発信したところでございます。

この研究内容は、高学年の外国語活動に児童が戸惑いなく取り組み、より活発な言語活動が行える素地を形成することを意図したものであり、児童の発達段階に合わせ、低学年では、楽しく遊びながら語彙に慣れ親しむ活動を中心に、中学年では、互いの好みを聞いたり、自分で作ったデザインを発表したりする活動などを計画しております。

今後は、作成した学習指導案等の資料を市内全小学校で活用できるよう、総合教育センターのホームページに掲載し、また、新年度の研究会総会などでも紹介してまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質問 ④

文科省では、外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定に関する検討会議を設置し、「言語を用いて何ができるか」(CAN-DO)という観点から、到達目標や評価に関する様々な取組を議論しています。現在、文科省では、ある程度の骨格も示されているようですが、国の動向を受け、本市では今後どのように対応していくのか、考え方を伺います。

◎ 答 弁

CAN-DOリストの作成につきましては、平成23年6月に文部科学省による「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」の中において、「各中・高等学校は学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形で具体的に設定する」ことが提言されたところでございます。これを受けて、昨年12月に「外国語教育における『CAN-DOリスト』の形での学習到達目標設定に関する検討会議」により、「『CAN-DO リスト』の形での学習到達目標設定のための手引き案」が示されました。

今後、この「手引き案」や文部科学省の検討の動向を踏まえ、計画的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 共産党 斉藤委員（3月6日） ■

◆ 教育環境快適化事業について

◎ 質 問 ①

学校トイレ快適化について、改修を実施した学校の判断と学校の一部トイレだけとした理由について伺います。来年度の計画についても伺います。また、宿河原小学校は2008年に1年生・3年生が使っているトイレが改修されましたが、なぜ学校全体のトイレの改修は行われなかったのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、改修校につきましては、平成12年度以前に建築された湿式のトイレ保有校134校の中からトイレの建築年度、施設状況、学校の希望等を勘案しながら選定しているところでございまして、平成20年度から実施し、本年度末までに65校で整備したところでございます。

また、児童生徒が快適に利用できるトイレをより多くの学校に整備するため、学校の一部のトイレ改修を実施しているところでございます。

平成25年度の改修工事でございますが、平成24年度補正予算の繰越分で7校の工事を、25年度当初予算で7校の設計を実施する予定でございます。

次に、宿河原小学校のトイレについてでございますが、本校は昭和49年に改築し、昭和53年までの間に増築を行っております。そのうちの一部のトイレにつきましては、平成20年度に学校トイレ快適化事業の改修を行い、便器の洋式化や臭気対策、内装改修等を実施しております。

快適化に至らないトイレの当面の対策といたしましては、学校からの申請に基づき、その対応を検討してまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ②

市内小・中学校のトイレの実態調査を行うべきです。利用したくないトイレは急いでなくすべきですが伺います。

◎ 答 弁

学校トイレの状況につきましては、学校施設評価の中で全市立学校172校を対象に、現地調査やヒアリングを実施しており、この中の「快適性」の項目で各学校のトイレの実態を把握してお

ります。

今後の取組といたしましては、児童生徒にとって学校施設は一日の大半を過ごす学習・生活の場でございます。教育環境の快適化は欠くことのできない重要な課題であり、児童生徒の期待も大きい事業でございますので、未実施校につきましても、早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校トイレ快適化事業で実施する以外にも、既存学校施設の再生整備事業など他の事業におきましても進めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 松原委員（3月6日） ■

◆ 発達障害の可能性のある児童・生徒について

◎ 質問 ①

昨年実施された文部科学省の調査結果では、通常の学級に在籍する小中学生の6.5%に発達障害の可能性があるということで、40人学級で1クラスに2～3人の割合になるとの結果です。本市の現状について伺います。

◎ 答 弁

発達障害の可能性のある児童・生徒の割合について、本市独自の調査は実施いたしておりませんが、平成24年度に校内委員会で必要な支援策を検討した児童・生徒の数といたしまして、小学校で延べ 4,803人、中学校で延べ 881人との報告を受けているところでございます。

教育委員会といたしましては、市内のどの学級にも、学習面、行動面及び対人関係で困り感を持つ児童・生徒が2～3人程度は在籍しているという認識に立って、支援策を検討する必要があると考えているところでございます。

◎ 質問 ②

文部科学省の調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童・生徒の4割弱が特別な支援を受けていないことが判明しましたが、本市における支援状況について伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、発達障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのある児童生徒について、一人ひとりの実態に応じた支援策を検討し、実施しているところでございます。

また、すべての児童生徒にとって、落ち着いて過ごせる環境が整っていることや、分かりやすい授業が行われることが非常に重要であると考えているところでございます。

具体的な教室内での取組といたしましては、掲示物や座席の配慮、板書の工夫、個別の声掛けに加え、特別支援教育サポーター等による学習支援を行っているところでございます。

さらに、少人数での学習支援を、本年度は小学校で1,283件、中学校で87件行っているところでございます。

より専門的な支援を必要とする児童生徒につきましては、言語または情緒関連の通級指導教室を利用しており、昨年度との比較において、小学校で40名増の823名、中学校で17名増の91名と年々増えている状況でございます。

今後とも、各学校において校内委員会の機能を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた校内支援体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 田村委員（3月6日） ■

◆ 障害者就業コンサルタント配置事業について

◎ 質問 ①

特別支援学校の就労支援については、今年度までは、国の交付金をもとに県で設置した緊急雇用基金を活用した事業により、特別支援学校就労支援員が配置され、生徒の企業就労先や実習先の開拓が進められてきました。これまでの取組の成果と今年度の企業への就労の状況を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、これまでの取組の成果といたしましては、特別支援学校就労支援員を配置した2年間において、企業への訪問や電話による取組により、就労受入可能企業は、平成23年度当初の41社から平成25年2月末現在では228社へ、実習受入可能企業は41社から196社に増加したところでございます。

次に、今年度の企業への就労状況といたしましては、就労を希望する18名全員の就職が決定したところでございます。

◎ 質問 ②

25年度より、緊急雇用基金を活用した事業から、市の単独事業となりました。事業内容を含め効果等を伺います。

◎ 答 弁

これまで活用した緊急雇用創出事業は、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出と提供を目的としており、原則的に任用期間が最大1年以内と定められていることから、障害者就労支援の経験を蓄積した就労支援員の雇用を継続することができませんでした。

来年度から、障害者就業コンサルタント配置事業として、本市の単独事業により実施することにより、複数年度にわたる任用の更新が可能となることから、継続的な取組により企業や関係機関等との連携が深められ、より多くの情報収集や職場開拓を進めることができると考えているところでございます。

さらに、今後は卒業生が就労した企業等において、障害者の特性に応じた指導の工夫や職場環境等について、就労支援員が相談に応じたり情報提供を行うことを通じ、職場への定着を推進してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 勝又委員（3月7日） ■

◆ 高校奨学金制度の見直しについて

◎ 質問 ①

奨学金の申請者数は年々増え、平成24年度は、定員350人に対し、1,277人の申し込みがあるほどです。これまで取り組んできた高校奨学金の効果について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、中途退学の状況についてでございますが、神奈川県内の公立高校全体の中途退学率は、全日制で1%強、定時制で10%台となっておりますが、本市の奨学生の中途退学率は、昨年の例で言いますと、全日制で0.3%、定時制で5.9%と、いずれも低くなっており、経済的理由で修学困難な生徒が、卒業するために有効な支援策となっております。

次に、奨学生の進路希望状況でございますが、本市における大学や専門学校等を含めた進学率は78.7%となっておりますが、本市の奨学生に対してアンケートをとったところ、進学希望率ではございますが、88.4%と大きく上回っており、意欲・能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策となっております。

そのほか、奨学生からは「経済面での心理的負担を和らげ、安心して修学できている」「修学課程における、様々な学校行事へ参加が可能となっている」「勉学へのモチベーションが高まっている」などの声が寄せられており、学業への意識を高める効果があるものと考えております。

◎ 質 問 ②

今回報告された奨学金制度の見直し案の内容について伺います。

◎ 答 弁

初めに、年々増加する申請者数を考慮し、限りある財源のなか採用者を増やしてまいります。

次に、収入基準を小学校・中学校における就学援助と同様に生活保護基準額とし、中学卒業後も引き続き収入面での連続性を持たせ、必要な人を見直してまいります。

次に、一律で123,500円を支給するのではなく、公私立・学年ごとの学校教育費を踏まえ、必要な額を見直してまいります。

次に、予約採用や緊急採用を採り入れ、必要な時期を見直してまいります。中学3年生の段階での予約を受け付け、高校進学後の速やかな入学準備金の支給、及び年度途中での家計急変における通年採用を採り入れてまいります。

次に、申請基準を設けるなど生徒や学校等の事務負担を軽減するとともに、採用基準を策定し、公表することで高校入学前の資金計画の一助としてまいります。

◎ 質 問 ③

今回の見直し案では、世帯収入が生活保護基準額以内で、成績3.5以上という申請基準を設けていますが、これは、受給資格を狭め、生活困窮世帯を切り捨てることにならないか伺います。さらに成績基準を設けることで子どもたちを競争に追い込み、3.5以下は足りるものにならないか伺います。

◎ 答 弁

現行の制度では、受給資格は、川崎市高等学校奨学金支給条例で定めた「学資の支弁が困難であり、学業成績が優秀で性行が善良であること」となっており、抽象的で分かりにくいため、見直しにあたり申請基準を設けることといたしました。

基準の考え方としては、収入基準は生活保護基準額以内、成績基準は3.5以上としております。

奨学金は条例において「能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し支給する」ことが目的とされており、その目的に沿って申請基準を設けることは、条例の趣旨にかなうものと考えております。

今年度の申請状況に、申請基準を適用して試算いたしますと、現行の予算を大きく変更することなく、採用者を現在の350人から630人程度に増やすことが可能となるため、現行制度よりも多くの、高校生を抱える生活困窮世帯を支援する制度になるものと考えております。

◎ 質 問 ④

これまで年額一律12万3500円だった給付額について、軒並み減らされています。申請者の実情に合わせた制度となるよう給付額を下げることなく、対象人数の引き上げに合わせた予算総額を引き上げるべきと思いますが、伺います。

◎ 答 弁

今回の見直しは、次代を担う子どもたちの育ちを社会全体で支える観点から、国や県等による高校授業料無償化等の経済的負担の軽減施策の動向を踏まえ、適切な修学支援を行うことを目的としております。

様々な議論を庁内で重ねた結果、財源に限りがある中で、条例の趣旨に基づき、採用者数、対象者、支給額などを見直したものでございます。

今後におきましても、予算の確保に努め、将来ある高校生の修学支援を行ってまいります。

■ 予算審査特別委員会 自民党 青木委員（3月7日） ■

◆ 跡地利用及び久末小学校改築について

◎ 質 問

今年度の予算で、高津区久末の配水塔近くの久末小学校の増築及び体育館の改築に向けた基本、実施設計が組まれております。工事にあたり一時的に一部校庭が使えなくなりますが、遊び場や運動の場所の確保のため、配水塔跡地はどのように考えられるのか伺います。

◎ 答 弁

整備スケジュールにつきましては、平成25年度から平成26年度まで、校舎の増築及び体育館の改築に向けた基本及び実施設計を行う予定でございます。実施設計の完了後、平成26年度末までに仮設校舎を建設し、平成27年度から校舎の一部解体工事に着手いたします。その後、校舎の増築及び体育館の改築工事に着手するよう計画しておりますが、工事期間中はグラウンドの一部が使用できないことから、教育環境を維持するためにも代替グラウンドの確保は重要なことと考えております。

久末配水塔の跡地につきましては、学校からも近く、児童が運動するスペースとしての広さも確保されていることから、有効な土地であると考えておりますので、引き続き工事期間中における跡地の使用につきまして、関係局と協議してまいりたいと考えております。

◆ LPガスについて

◎ 質 問

複数熱源利用について、来年度7校が予定されていますが、プロパンガス設備の工事の発注方法やプロパンガスの調達方法についてどのように行うのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学校の管理諸室等にプロパンガス設備を整備する工事につきましては、整備校が所在する行政区内を中心に複数の工事登録業者から見積りを出していただき、最低価格の業者に発注するものでございます。

次に、プロパンガスの調達方法につきましては、「川崎市特定物品等契約事務取扱要綱」に基づき、川崎市庁舎におけるプロパンガスの供給に関する協定を本市と締結する事業者と随意契約を行うものでございます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 かわの委員（3月7日） ■

◆ 小学校の国際交流について

◎ 質 問 ①

国際理解教育、海外の学校との交流により国際感覚を身に着ける、英語や中国語などに慣れていくことなど有効と考えますが、外国の学校との交流について見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、外国の学校との交流についてでございますが、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成するうえで、意義がある活動と考えております。

次に、本市における国際交流の実績についてでございますが、これまでに姉妹都市など海外の小学校との交流を行った学校は12校ございます。交流の内容といたしましては、海外からお迎えした小学生に音楽や図画工作等の授業に参加してもらって体験交流や手紙、ビデオレターを通じての交流、また、絵画等の作品を相互に交換する取組など様々な交流を行ってまいりました。直近10年では、インドネシアや上海の学校と交流を行った学校がございました。リコーダー演奏や折り紙などを一緒に体験しながら交流をいたしました。

次に、市内の外国人児童の就学状況についてでございますが、本市の外国人児童数は、平成24年5月現在、小学校に387人在籍しております。このうち、主な国籍は、中国、韓国、フィリピンでございます。

また、帰国児童や外国人児童が在籍する場合には、在籍学級の児童にとっても多様な価値観や文化を知り、成長できる大きなチャンスでございますので、学級担任が中心となり、様々な教育活動を通じて相互に理解し合えるよう学級運営にも工夫しているところでございます。在籍児童は、外国人児童に、簡単な外国語で書かれた本を持ってきて外国語でコミュニケーションを図ろうとしたり、積極的に会話を試みております。また、そのような中で、外国籍児童が日本語でコミュニケーションができるようになると、在籍児童はその成長を認め、自信をもたせ、さらに日本語の上達につながるというケースが多く見られます。

また、保護者との交流につきましては、多くの学校で、帰国児童や外国人児童の保護者にゲストティーチャーとして海外生活の体験や自国の文化に関するお話をさせていただくなど、異文化理解につながる交流を行っているところでございます。

◎ 質問 ②

外国の学校との交流は実績があるとのことで、ノウハウは蓄積されていると思います。今後は、さらに、様々な機会をとらえて積極的に交流していくことも重要と考えますが、見解と取組を伺います。

◎ 答 弁

外国の学校との交流につきましては、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深め、これら愛する心を育成し、子どもたちが日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することにつながる取組であると考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も海外との交流を国際理解教育の機会としてとらえ、学校の様々な取組を支援してまいりたいと考えております。

◆ 施設開放の受益者負担について

◎ 質問 ①

平成26年1月から受益者負担を導入と計画されていますが、歳入見込み、平成24・25年度の予算増減内容をお示しください。また、利用団体への説明について、具体的な内容を伺います。

◎ 答 弁

平成25年度の歳入は、10月から利用券の販売開始を予定しておりますので、約1,400万円を見込んでおり、通年の場合は、約3,400万円が見込まれるところでございます。

また、学校運営費の内容は、学校運営に必要な、光熱水費、教材、図書等を含む消耗品費や備品費、通信費等となっております。

徴収した使用料は、徴収に係る経費を除き、学校運営費の中の光熱水費の財源に充当するものでございます。

なお、使用料を充当する小学校、中学校及び特別支援学校の光熱水費の予算額は、平成24年度が22億7,046万2千円、平成25年度が23億2,010万4千円となっており、電気代の増額分は約8,700万円で、平成24年度の電気代の値上げや電気使用量の変動等を反映したものでございます。

次に、学校施設有効活用事業説明会につきましては、平成25年2月8日、金曜日、午前9時30分から開催し、開放運営委員会を代表して167人が参加し、その内訳は、教員が117人、その他の委員が50人でございました。

説明会では開放運営委員会の代表の方々に御理解いただけるよう詳細な説明を行うとともに、開放運営委員会から、利用団体へ十分な説明をしていただくことと、併せて、意見募集についての御協力をお願いさせていただいたところでございます。

その際には、「使用料は、照明を点灯しなくても支払うのか」、「PTAの活動も対象になるのか」、「電球が切れた場合はどうなるのか」等の御意見や御質問をいただいております。

今後につきましては、開放運営委員会、利用団体等からの意見募集を3月21日まで行っており

ますので、この結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

説明会を希望する利用団体に、直接説明をし、意見交換する機会を持つべきと考えますが、見解と対応を伺います。

◎ 答 弁

利用団体へは、開放運営委員会を通じて詳しい内容をお知らせし、御意見を伺っているところでございますが、利用団体から、説明の御要望がありました場合には、対応してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

利用者たる「団体構成」について、児童が中心の利用団体の数はどのようになっているのか伺います。

◎ 答 弁

平成24年度の学校施設開放の体育館を利用する登録団体数は、1,714団体となっており、利用団体登録票から分類いたしますと、その内訳は、子ども会が184団体、その他の子どもが活動主体と考えられる団体が420団体、成人を主とする団体が1,110団体となっております。

◎ 質問 ④

受益者と言われる利用者の大半が児童の団体の場合、使用料徴収は減免すべきであり、減免することが十分な配慮だと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

◎ 答 弁

現在、開放運営委員会や利用団体等に対し、円滑な実施に向けて意見募集を行っているところでございますので、学校教育に直接関係し、学校運営や教育力の向上を目的とする利用への配慮につきましては、その結果を踏まえながら十分に検討してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 石田委員（3月7日） ■

◆ 子母口小学校の通学安全対策について

◎ 質問 ①

仮設校舎への通学に伴って、一定の地域の子どもたちにバス定期乗車券が発行されますが、その理由、対象となる区域と児童、乗降停留所について伺います。

◎ 答 弁

子母口小学校の仮設校舎への通学路の安全確保につきましては、平成23年3月から、学校関係者、PTA代表および町内会・自治会代表者、高津警察署、高津区役所道路公園センター、危機管理担当、教育委員会区教育担当、健康教育課の職員で構成される「子母口小学校仮設校舎通学路検討チーム会議」を4回開催いたしました。このチーム会議で通学路を点検した結果、指摘された危険箇所につきましては、改善を進めてきたところでございます。

次に、バス定期乗車券の発行につきましては、自宅から仮設校舎まで、下って登り、高低差が30m以上ある通学路を登校する児童の体力を考慮し、子母口富士見地域に住んでいる児童を対象とすることといたしました。この地域の児童が乗降するバス停は、岩川・千年・子母口でございます。なお、バス停に隣接している地域に住んでいる児童に対しても発行を拡大することとし、バス定期乗車券の発行希望の調査をしているところでございます。

◎ 質問 ②

登校時間帯のバス停に地域交通安全員を配置すべきと考えますが伺います。

◎ 答 弁

現在、子母口小学校では、学年ごとに教員引率のもと、仮設校舎までを実際に歩き、通学路を確認しているところでございます。登下校時につきましては、これまでも保護者をはじめ、地域の方々がボランティアで児童の見守り活動にご協力いただいていると聞いているところでございます。

今後、バス通学の児童に対しましては、バスの乗降等に慣れるまでの間、特に1年生は、バス停までの見送りなど、できる限り保護者の御協力を得ると同時に、学校におきましても通勤する教員が児童と同じバスに乗るなど、児童が安全に安心して登下校できるように努めてまいりたいと考えております。

地域交通安全員につきましては、人員確保も含めて、学校と協議を行い、必要に応じて配置を進めてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

当初の通学路を一部変更して、急な坂道ではなく80段ある階段を指定したということですが、見通しが悪く、雪の日は足を滑らせれば落下する危険があり、これらの安全対策が必要と考えますが伺います。

◎ 答 弁

階段の防犯上の安全確保につきましては、階段中程に、地域交通安全員を配置する方向性を学校と検討をしているところでございます。児童が慣れるまでの間は、下校の際には、できる限り、階段下まで、教員が引率することとされております。

また、雪の日には、階段の除雪をするとともに、場合に応じて、坂道に迂回して登下校するなど、悪天候にも速やかに対応し、児童が安全に登下校できるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 みんなの党 月本委員（3月7日） ■

◆ 義務教育施設整備費について

◎ 質問 ①

25学級を超える大規模校と31学級を超える過大規模校が増加傾向にあり、教育施設の適正配置が崩れてきているものと考えますが、見解を伺います。また、義務教育制度のあり方、教育の

機会均等といった観点からの問題は存在しないのか見解を伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、工場跡地などへの大規模な住宅開発に伴い、いわゆる「子育て世代」を中心とした人口流入が続き、児童生徒数が増加傾向にあります。

学校毎の学級数の推移によりますと、小規模な学校が適正規模化した一方で、これまで適正規模であった学校の一部においては、大規模校となっていく状況が生じているところでございます。

これら児童生徒の増加する学校におきましては、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図る観点から、教室不足等による教育環境の著しい低下の回避など、良好な教育環境の確保への配慮が必要と考えております。

◎ 質 問 ②

他の自治体に比べ、小学校は過大規模校・大規模校の割合が高く、中学校は比較した自治体で唯一過大規模校を抱えているという現状も踏まえつつ、学校規模が教育に与える影響をどのようにお考えか見解を伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、児童生徒の増加によって大規模な学校の割合が増加している傾向にございます。

学校規模が大きくなることは、集団の中で多様な考え方に触れたり、互いに切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすいことや、運動会などの学校行事においては、多人数での活気ある教育活動が展開できることなどの良さがございます。

一方、学級数の増加に伴い、特別教室などを使用する際の調整が必要になったり、校外活動において、学年がまとまって訪問先に移動することが困難になったりするなどの課題が生じる場合もあるものと考えております。

◎ 質 問 ③

学校の大規模化の要因として、人口の社会増が挙げられますが、これまでまちづくりにおける教育施設について、どのような課題を認識され、対策を進めてきたか伺います。

◎ 答 弁

本市の児童生徒数の増加傾向は、首都圏における立地優位性や、これまでの本市のまちづくりによる生活利便性の向上などにより、居住地として本市を選ぶ人が若い世代を中心に増加していることが要因と考えております。

そのため、関係機関と連携し、住宅開発の動向や地域の人口動態を捉えた将来予測を行い、市内における情報の共有化を図るとともに、対応策について全庁的な観点から検討を行い、学校の新設、校舎の増改築及び通学区域の見直しなどに取り組むことにより、良好な教育環境の整備に努めているところでございます。

◆ 部活動について

◎ 質問 ①

市立中学校と高等学校の部活動の数について伺います。併せて部活動の指導はどのような人たちが行っているのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、部活動の数につきましては、市立中学校51校のうち、運動部538部、文化部238部の計776部となっております。また、高等学校全日制5校では、運動部67部、文化部61部の計128部、定時制5校では、運動部38部、文化部27部の計65部となっております。

次に、部活動の指導者につきましては、中学校・高等学校ともに、学校の教員が指導にあっておりますが、より多くの指導者によるきめ細かい指導を実施するため、中学校有償部活動指導者派遣事業等により、多くの学校に外部指導者を配置しております。

◎ 質問 ②

平成24年度の市内中学・高等学校の部活動の顕著な活躍について伺います。

◎ 答 弁

今年度につきましては、桐光学園高等学校では野球部のほかに、サッカー部の活躍もあり、全国高等学校サッカー選手権大会におきまして、ベスト4に輝きました。

また、市立高等学校におきましては、橘高等学校の女子バレーボール部のインターハイ優勝のほかに、高津高等学校定時制男子バスケットボール部とバドミントン部の生徒が、全国定時制通信制体育大会において優勝を果たしました。

さらに、中学生の活躍といたしましては、全国中学校体育大会におきまして、陸上競技と体操競技で個人優勝を果たしております。

◎ 質問 ③

全国大会に出場する際にかかる旅費や宿泊費について、現在、市として補助をしているのか伺います。

◎ 答 弁

教育委員会では、市立中学校並びに市立高等学校の生徒が、中学校及び高等学校の体育連盟、文化部団体等が主催する関東大会及び全国大会に出場する際に生じる旅費と宿泊費の一部を補助しております。

補助額といたしましては、平成25年度につきましては、旅費として通常運賃の60%、宿泊費は1万円を上限とし、実費の60%を補助する予算を計上しております。

関東大会や全国大会に出場する生徒は、学校を通じて教育委員会に申請し、手続き完了後、保護者の金融機関口座に直接振り込まれるようになっております。

平成24年度は、現在までに延べ116部、601人の生徒がこの制度を利用しております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 山田委員（3月7日） ■

◆ 防災拠点整備事業について

◎ 質 問

備蓄食料について、一昨年度、田島養護学校と下平間小学校で試行的に給食に取り入れたと伺いましたが、取組と成果、課題があればお聞かせください。また、備蓄を活用し、資源の有効活用による「もったいない」精神を養った食育や防災教育を行うべきと考えますが、見解と取組を伺います。

◎ 答 弁

消費期限が迫ったアルファーム米につきましては、関係局の協力を得て、子どもたちが備蓄米の味を知るために学校から配付したり、学校防災教育の一環として有効活用したりしているところでございます。平成22年度には、給食の自校献立として、田島養護学校では、アルファーム米を中華ごはんとして、また、下平間小学校ではアルファーム五目ご飯を副菜と一緒に提供いたしました。子どもたちが災害救助用の備蓄米について知るよい機会になったとの感想が聞かれております。

教育委員会といたしましては、日頃の防災教育はもとより、関東大震災が起こった9月の防災の日や、1月の阪神淡路大震災、また3月の東日本大震災発生日など、機会を捉えて、児童生徒の防災・減災教育を実施することも大切と考えております。各学校の実情に応じて、関係局と連携を図りながら、備蓄食糧を無駄にすることなく、給食の自校献立や体験学習等で有効活用できるよう努めてまいります。

■ 予算審査特別委員会 無所属 三宅委員（3月7日） ■

◆ 副読本の記述について

◎ 質 問

本市の副読本138ページに「太平洋戦争」という記述がありますが、「大東亜戦争」と表記されている教科書検定におった歴史教科書もございます。本来は「大東亜戦争」の呼称で統一すべきだと思います。少なくともなぜ太平洋戦争と称するのか注釈くらいつけるべきだと思いますが見解を伺います。

◎ 答 弁

副読本「かわさき2012」についての御質問でございますが、副読本かわさきは、地域学習を通して地域社会に対する理解と愛情を深めることをねらいとして編集しているところでございます。

今回ご指摘いただきました138ページの「太平洋戦争と終戦」という見出しにつきましては、本文の内容が川崎大空襲と戦後の復興の様子を扱っておりますので、その本文の内容にふさわしい表記となりますよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後も副読本に記載されているさまざまな内容や表記につきましては、学習指導要領や教科用図書を踏まえながら調査・研究を重ね、子ども達にとって理解しやすい副読本をめざし、ご指摘の点を含め、編集作業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◆ PTA会費について

◎ 質問 ①

過去3年間の寄付採納件数と主な内容、金額を伺います。

◎ 答弁

川崎市立学校における寄附の取扱いにつきましては、物品や施設設備などについて寄附者から寄附の申入れがあったときに、川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則に基づき寄附採納の手続きを行っております。

小・中・高等学校・特別支援学校全校における過去3年間の個人・団体等からの寄附採納の件数・金額といたしましては、平成23年度76件2,057万円、平成22年度95件3,046万円、平成21年度83件2,143万円、の物品及び施設設備の寄附がございました。

主な内容といたしましては、物品が印刷機、和太鼓・箏・ドラムセット等の楽器、テント・物置、アンプ・スピーカー等の放送機器など、施設設備といたしましては、エアコン、防犯ライト、屋外掲示板などがございましたが、それぞれの学校におきまして学校運営や教育活動に有効活用させていただいているところでございます。

◎ 質問 ②

PTA会費について、小学校では年間1,800円から6,000円、中学校では2,400円から8,400円となっており、なぜこのように会費に乖離があるのか伺います。

◎ 答弁

子どもの健やかな成長を願って活動する任意団体であるPTAにおきましては、自主的・民主的にそれぞれ特色ある活動が展開されているところでございます。

会員から徴収された会費は、広報紙や委員会だよりの発行、PTA保険への加入、イベント実施に係る費用、会員への配布物の作成費、川崎市PTA連絡協議会が開催する研修への参加旅費、区PTA協議会や学校・警察連絡協議会の分担金など、PTAとして必要な活動を行うための様々な用途に支出されていると伺っております。

地域の特性や会員数によっても予算規模に違いがあり、また、児童生徒一人あたりの会費を設定しているPTAと、一世帯あたりの会費を設定しているPTAといった違いもございます。

平成24年度に神奈川県教育委員会が実施いたしました調査では、市内の小中学校におきましては、約7割の

PTAが年間4千円未満の会費設定となっております。

活動内容はもとより、規約や会費、予算、決算などに関することは全て総会において審議され、会員総意のもとで運営がされているものと考えております。また、

PTAごとに、役員とは別に会計監査を置き、会計の執行状況を確認し、適正に予算が執行されているか、会員の代表として判断・指導されているところでございます。

PTAは自主的な任意団体でございますので、今後とも、神奈川県調査等への協力や、各PTAの活性化に向けた研修会の実施等を通して、実態把握と活動の促進に向けた支援を進めてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

P T A会費の適正執行に対する教育長の見解を伺います。

◎ 答 弁

P T Aは、規約や会計をもつ独立した任意団体でありますので、P T A会費につきましても、団体ごとに会員の総意の下に適正な執行がなされているものと考えております。

なお、川崎市立学校における会計処理につきましては、毎年度、公費・私費の負担区分の考え方の通知と、学校徴収金に関する事務取扱いの手引きを参考に、保護者負担の軽減を図り、適正な会計処理を行うよう指示しているところでございます。

◎ 質問 ④

P T A会費はP T Aの運営のために使われるべきであって、学校に寄付をするためではない。私が見たP T Aの会計では、毎年15万円の修繕費が計上されている。こうした実態を教育委員会としてどう考えているのか見解を伺いたい。

◎ 答 弁

先ほども御答弁いたしましたとおり、P T Aの運営につきましては、自主的・民主的に行われているものでございますので、会費の用途につきましても、会員の総意により決定されているものと考えております。

また、学校の教育活動に関わるもの等への支出につきましても、子ども達の教育環境をより良いものにしたいとの思いから、行われているものと考えております。

本来、P T Aの会費はP T A活動のために充てるべきものでありますので、学校が保護者の皆様の思いに甘えることのないよう、各学校へ指示してまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会 共産党 竹間委員（3月8日） ■

◆ 日吉小学校の施設改善について

◎ 質問

日吉小学校の洋式トイレの増設と壁の剥離への対応について、伺います。

◎ 答 弁

洋式トイレへの部分改修につきましては、学校より既に申請が提出されており、現在、改修箇所の調査を完了しております。今後、必要な箇所につきましては、工事を実施する予定でございます。

また、校舎階段内壁の塗装劣化につきましては、学校からの申請に基づき、調査を行い、その対応について学校と協議してまいりたいと考えております。

◆ 日吉中学校における特別活動室の整備について

◎ 質問

日吉中学校に特別活動室が整備されることになったということですが、そのタイムスケジュール

ルをお知らせください。

◎ 答 弁

平成25年度に校舎の増築を予定しており、特別活動室は、増築校舎が完成した後の平成26年度に既存施設を改修し、整備する予定となっております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 吉岡委員（3月8日） ■

◆ 情報管理費について

◎ 質 問

学校情報化について、校内ネットワークシステムの整備状況、校務支援システムの導入検討の現状を伺います。さらに、今後の教育全般の情報ネットワーク化計画を策定し、将来像を明確にすべきと考えますが見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、市立学校の校内ネットワークにつきましては、今年度すべての整備が完了しており、今後は、設備の保守及び、校舎改築等に伴う整備につきましても対応してまいりたいと考えております。

次に、校務支援システムの導入につきましては、平成26年4月からの本稼働に向け、現在、ソフトウェアの選定が終了しており、引き続き、ハードウェアの選定に向け、災害時のデータ保持及び、他都市の状況を踏まえて、導入の準備を進めているところでございます。

さらに、平成25年11月からはシステムの仮稼働が予定されており、円滑な運用を図るために、教務主任・情報教育担当者を集めての研修や、校内研修のためのシステム運用支援員の全市立学校への派遣、ヘルプデスクの設置等を計画しております。

本システムの稼働によりすべての市立学校で、教員間の事務連絡や成績処理等の校務処理が同一システムによって可能となります。こうした業務の効率化により、教員の多忙化の軽減を図り、教員が児童生徒と触れ合う時間を増やしたり、教材研究の時間の確保が期待できると考えております。さらに、情報を共有化することにより、学習や生活の記録を蓄積して児童生徒への理解を深め、一人一人の成長を支えることが可能となると考えております。

また、今後の教育全般の情報ネットワーク化につきましては、現在、授業における情報端末等の有効活用に関して、市内小学校と総合教育センターが共同研究を進めております。この研究成果を踏まえて、今後の教育の情報化推進計画に反映させてまいりたいと考えております。

◆ 不登校対策について

◎ 質 問 ①

不登校児童生徒数について人数と出現数の変化について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の本市調査におきましては、平成23年度の不登校児童生徒数は、小学生238人、中学生1,036人となっております。

平成22年度と比較しますと、小学生では25人の増加、中学生では104人の減少でございます。
次に、平成23年度の児童生徒1,000人当たりの出現数でございますが、小学校では3.4人、中学校では37人となっております。

平成22年度と比較しますと、小学校では0.4人増、中学校では5.1人減でございます。

◎ 質 問 ②

不登校児童生徒の適応支援の強化が必要と考えますが取組を伺います。さらに、不登校児童生徒が学校に復帰するには、様々なきっかけと保護者による支援が重要です。保護者の支援について見解と対応を伺います。

◎ 答 弁

現在、適応指導教室「ゆうゆう広場」におきましては、さまざまな体験活動や学習支援を行い、自尊感情を育て、学校復帰や社会復帰を図っているところでございます。平成24年5月には市内6箇所目となるゆうゆう広場たかつを設置し、市内のどの地域からも通級しやすい環境の整備を図ったところでございます。

また、家に閉じこもりがちな児童生徒のいる家庭には、保護者からの要請に応じて、不登校家庭訪問相談員が定期的に訪問し、児童生徒や保護者に相談活動を行っているところでございます。

次に、不登校児童生徒の保護者への支援でございますが、児童生徒の学校復帰、社会復帰を進めるためには、欠かせないものと認識しております。

学校におきましては、不登校児童生徒に教職員がチームで対応するとともに、保護者と信頼関係を築き、気持ちに寄り添った支援を行っているところでございます。また、中学校にはスクールカウンセラーを市内全校に配置しておりますが、来年度からは、小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーを増員し、全区のこども支援室に配置するなど、相談体制の充実を図ってまいります。

また、保護者の相談窓口として、総合教育センターでの電話による相談や、市内2箇所の相談室において臨床心理士による来所面接相談を行っているところでございます。

今後も、保護者へ不登校対策の取組の周知を図るとともに、相談活動の一層の充実に努め、他機関と連携した保護者支援を進めてまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ③

子どもたちの学習支援についてもしっかりと意欲を引き出す取組が必要です。対応を伺います。また、不登校児童生徒支援団体の活動推進について伺います。

◎ 答 弁

登校ができない児童生徒につきましては、教職員が家庭訪問し、ノートやプリントなどを活用して支援したり、総合教育センターのインターネット電子問題集を活用するなど、児童生徒の状況に合わせて、さまざまな支援を行っているところでございます。

さらに、不登校から学校に復帰した児童生徒につきましては、個別または集団の中で、教職員や学習を支援するサポーター、ボランティア等が、子どものニーズに沿った学習支援を行っているところでございます。

次に、地域の不登校児童生徒支援団体等による活動推進についてでございますが、市内には複

数の支援団体があり、それぞれ特色をもって、学習支援や居場所づくり等、子どもたちを支える活動が推進されているところでございます。

効果的な学習支援ができるよう、今後も不登校対策連絡協議会を定期的に行い、支援団体と情報交換を進めるなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 市古委員（3月8日） ■

◆ 就学援助について

◎ 質問 ①

生活保護基準の改定が行われようとしていますが、川崎市はどう対処しようとしているのか伺います。

◎ 答 弁

就学援助の支給対象者の認定にあたっては、原則として前年の所得に基づき審査をしておりますので、生活保護基準の改定が今年行われるとしても、その年の収入は次年度の審査の対象となることから、平成25年度におきましては、改定が直ちに影響を及ぼすものではございません。

なお、今後の対応につきましては、生活保護基準の改定の影響を受ける本市の制度は、ほかにも考えられることから、市全体の方向性の中で検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

生活保護基準の1.0倍を就学援助の対象としている6政令指定都市の中でも受給率をみると川崎市は小中学校合計でも一番低い8.3%県内の横浜市14.9%に比べてもかなり低いです。やはり必要な児童・生徒が受けられていないのではないかとみますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

就学援助の支給対象者の認定にあたっては、本市においては近隣指定都市の横浜市や千葉市と同様に、世帯の所得額が、世帯構成などから算定される生活保護世帯別生活費に準じた金額を基準としております。

また、世帯に病気療養者や障害のある家族があり、医療費などの負担が大きいと判断される場合や家計が急変した場合、世帯別生活費の基準を超えた場合でも、就学奨励委員会における意見や保護者との面談等により校長が総合的に判断し、具体的な理由を副申することにより教育的配慮として認定されるよう対応しているところでございます。

今後におきましても、就学援助の対象者すべてに援助が行き渡るよう、周知方法などについて検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

本市の「就学援助制度のお知らせ」は、両面印刷ですが、表面は文字だけで「読んでみて、よくわからない。うちでは無理かな」と思わせてしまうようなお知らせで、表だけみてあきらめてしまう保護者もいるのではないのでしょうか見解を伺います。

◎ 答 弁

本市では、就学援助制度のお知らせに、援助を希望する保護者が的確に判断できるよう認定基準となる目安額を掲載し、学校を通じてすべての児童生徒の保護者に配付しております。

今後につきましても、より分かりやすい表記の仕方などについて、検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ④

東京都足立区では、お知らせ、申請書、記入例、返信用封筒が窓付き封筒に入れられて全保護者に配られています。小学校1年生だけでも、足立区方式が実現できないか伺います。

◎ 答 弁

各学校では、就学援助を必要とする世帯からの申請が確実になされるよう取り組んでいるところでございますが、申請漏れを防ぐ手立てといたしまして、昨年度よりすべての学年を対象として、全員提出用の希望確認書の例を示し、就学援助の希望の有無を保護者に確認することができるよう、取り組むことといたしました。

保護者からの確認書の提出及び、その後の申請書の配布等におきましては、各学校の実情に合わせ、プライバシーに十分配慮し、取り扱っており、また、確認書を全世帯から提出していただくことで、申請の有無の確認をとることができ、申請漏れを防ぐ有用な手段となるものと考えております。

今後におきましても、確認書を活用し、必要な人すべてに支援が行き渡るよう努めるとともに、引き続き周知方法について検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ⑤

横浜市では、学校経由で「お知らせ」と一緒に「申請書」も児童生徒全員に渡しているとのことですが、お知らせ文を渡すだけでなく、このような工夫はできないのか伺います。

◎ 答 弁

本市では、申請漏れを防ぐ手立てといたしまして、昨年度よりすべての学年を対象として、全員提出用の希望確認書の例を示し、就学援助の希望の有無を保護者に確認することができるよう、各学校で取り組むことといたしました。

希望確認書を全世帯から提出していただくことで、申請の有無の確認をとることができ、申請漏れを防ぐ有用な手段となるものと考えております。

今後におきましても、確認書を活用し、必要な人すべてに支援が行き渡るよう努めるとともに、引き続き周知方法について検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ⑥

さまざまな家庭の事情で、途中で就学援助を申請する保護者もいますが、川崎市では、民生委員の状況確認報告書が必要で、そのうえ校長の判断が必要になり、それから教育委員会に申請するということです。

相模原市では、申立書を学校に書いてもらい教育委員会に提出、横浜市では、担任が状況を把握し、学校長名で状況確認書を教育委員会に提出ということでした。

プライバシーにかかわることで、民生委員に知られたくないという心情もあることでしょう。

基準も満たし、校長が判断したら申請できるようにすべきですが伺います。

◎ 答 弁

文部科学省通知第57号「要保護および準要保護児童生徒の認定について」において、準要保護者として認定するにあたり、民生委員などの協力機関の助言を求めるとされております。

本市では、収入がなく、昨年中の所得が分かる書類が準備できない保護者に対しては、民生委員・児童委員による「状況確認報告書」の添付を求めています。

しかしながら、必要な書類をそろえることができない場合には、添付できない理由及び就学援助を必要とする理由を校長に御相談していただき、校長が援助を必要と認めた場合には、教育委員会へ報告することとなっております。

このような取り組みにより、必要な人すべてに支援が行き渡るよう努めているところでございます。

◆ 教職員の健康と多忙化解消について

◎ 質 問 ①

教職員における1箇月以上の長期療養者に占める「精神及び行動の障害」の推移をみますと、市職員と比べ平成23年度は市職員54.7%、教職員68.7%で教職員が多い状態になっています。さまざまな問題が内在していると思いますが、このことをどうとらえ、どう対応されていくのか伺います。

◎ 答 弁

教職員の長期療養者のうち、メンタルヘルス不調による長期療養者の割合が高いことについては、様々な背景や要因があると考えております。文部科学省が平成24年10月に発表した「教職員のメンタルヘルス対策について」の中間まとめでは、メンタルヘルス不調の背景等として、児童生徒指導上のストレス、職場内の人間関係、事務的業務や保護者対応の増加等が挙げられており、本市教職員においても同様の傾向にあるものと考えております。

教育委員会では、こうしたメンタルヘルス不調の現状把握、分析に努める一方、予防、早期発見、円滑な職場復帰及び再発防止の面から、ストレスやメンタルヘルスに関する研修の実施をはじめ、専門相談員による心の健康相談など具体的な取組を推進しているところでございます。

◎ 質 問 ②

教職員の多忙化解消は、いま大きな課題となっております。教師が子どもと向き合える時間を拡充すること、そのためにも、教育指導と直接関係のない事務事業を解消・縮減することが求められていると思いますがその認識を伺います。

◎ 答 弁

学校業務の効率化を進め、教職員の負担を軽減することによって、教科指導や児童生徒指導などの子どもと触れ合う時間を確保することは、重要なことであると認識しております。

学校業務の効率化や教職員の負担軽減のためには、本務外業務の見直しやICTの活用等による事務の簡素化に加え、区・教育担当による学校支援の推進、教育活動サポーターなどの外部人材の活用、学校法律相談などの専門家による学校支援、健康推進室による教職員の健康保持対策などを含めた総合的な取組を進めることが重要であると考えております。

これまでも、学校関係者からご意見を伺いながら、個々の課題解決に向けて取り組んでまいりました。今後とも、引き続き教職員の多忙化解消の取組を推進してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

小学校の栄養士配置はどのようなになっているか。給食会計、給食事務、給食の数の変更などの事務は、栄養士がいない学校ではだれがどのように行っているか伺います。

◎ 答 弁

現在、小学校においては、栄養士若しくは管理栄養士の資格を有する学校栄養職員又は栄養教諭が学校給食に係る栄養管理等を担っております。

今年度は、小学校113校に対し、74名の定数配当を受け、うち教員資格を併せ持つ13名の栄養教諭と27名の学校栄養職員を合わせた40名は、各学校の専任でございますが、そのほかの栄養教諭7名と学校栄養職員27名は、配置校のほかに各々1校を兼務しております。また、残る5校には栄養士等の資格を持つ非常勤職員を配置しているところでございます。

次に、学校栄養職員又は栄養教諭が専任配置されていない学校における学校給食事務につきましては、各学校の実状に合わせ、校長の裁量により担当者を選任し、校務分掌としてその事務を執行しているところでございます。

◎ 質問 ④

栄養士の全校配置を考えるべきではないでしょうか伺います。

◎ 答 弁

学校栄養職員及び栄養教諭等は、いずれも一般の教員と同様、いわゆる「県費負担教職員」でございますので、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づく県教委の定数措置を受けております。

学校栄養職員等の定数は、児童数が550名以上の学校には各1名を、549名以下の場合には4校ごとに1名の割合で算定された人数の合計が配当数となっており、今年度は、この基準に基づいて、市立小学校113校に対し、74名の定数配当となっておりますが、本市における実際の学校栄養職員等の配置につきましては、こうした算定基準によることなく、専任配置か、又は巡回校1校の兼務を限度として配置しているところでございます。

◎ 質問 ⑤

これだけの事務を教職員がたとえ分担して行うにしても大変な事務作業量です。せめて栄養士が配置できない学校に非常勤職員を配置するなど検討できないか伺います。

◎ 答 弁

学校給食に係る栄養管理等を担う学校栄養職員等の配置基準では、すべての学校への専任配置は想定されておりませんが、近年、食に関する指導の充実の必要性とともに、その役割も高まっているものと考えており、配置基準の見直しについて、国及び県に働きかけてまいりたいと存じます。

また、現在、正規の学校栄養職員の役割を補完するため、栄養士等の資格を有する非常勤職員を5名配置しておりますが、先進他都市の状況等を参考としながら、その配置の在り方と活用に

ついて検討してまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ⑥

教材費などの学校徴収金の会計事務、就学援助にかかわる事務処理などについて、学校事務職との仕事分担はどうなっているのか伺います。

◎ 答 弁

学校徴収金は、学校が保護者から管理と取扱いを信託されており、児童生徒に直接還元される性格をもつ経費として、適正な取扱いや保護者に対して説明責任がありますので、学校徴収金の会計事務は学校において事務処理するものと考えております。

就学援助制度につきましても、教育委員会で受け付けを行うことは、事務処理の効率化という面では大きな効果があると認識しておりますが、本市といたしましては、申請過程において、学校現場で児童・生徒の状況の把握をすることが、大変重要であるとの立場に立ち、年度途中での申請も含め、学校において申請を受け付けることが望ましいと考えております。

学校における事務分担につきましては、学校ごとの様々な実情を踏まえまして、協力しながら適切に行っているものと考えておりますが、教育委員会といたしましては、教員の多忙化の解消は、喫緊の課題として重く受け止めているところであり、一人ひとりの負担軽減を図る観点から、今後も多角的に検証してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 後藤委員（3月8日） ■

◆ 資産マネジメントについて

◎ 質 問

学校施設のデータベース化や保全計画の進捗状況、再生整備と改築で比較した効果額について伺います。

◎ 答 弁

学校施設を長期的な視点で効率的にマネジメントしていくため、「かわさき資産マネジメントプラン」に掲げる予防型保全手法の導入による、施設の長寿命化やコストの縮減を目指した「学校施設長期保全計画」の策定作業をすすめております。

進捗状況でございますが、今年度は、安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、その他の5つの観点から、学校施設の実態把握と評価を行うため、全市立学校172校を対象に現地調査やヒアリングを実施いたしました。

これらの調査結果のデータベース化を行い、学校カルテの作成作業をすすめているところでございます。

来年度は、この学校カルテを活用し、長寿命化対策、質的改善、環境対策などのバランスを考慮して、施設改善の優先順位づけや再生整備事業の整備メニューの検討を行い、ライフサイクルコストを算定する予定でございます。

したがいまして、現段階では、個別の学校の財政効果についての試算は行えませんが、仮に、24学級規模の学校を想定して、80年間のライフサイクルコストを試算いたしますと、従来のよ

うに築40年程度で改築する場合と比較し、予防型保全手法などにより、築80年まで長寿命化する場合は、約10%、5億円程度の工事費の縮減が見込まれるものと考えております。

いずれにいたしましても、来年度、長期保全計画を策定する中で、すべての学校のライフサイクルコストを算定し、全学校を対象とした、長寿命化による財政効果を試算してまいりたいと考えております。

◆ 子母口小学校の整備について

◎ 質 問

子母口小学校の整備スケジュールについて伺います。

◎ 答 弁

本事業は東橋中学校との合築による小中9年間にわたる良好な教育環境を確保しようとするもので、平成24年度、実施設計、仮設校舎建設、平成25年度、既存校舎解体、改築工事着手、平成26年度、校舎完成、平成27年4月から新校舎の供用を開始いたします。

その後、東橋中学校の既存校舎を解体し、グラウンド等の外構工事を行い、平成28年2月以降グラウンドを含めた全面供用開始となる予定で事業を進めているところでございます。

現在は、市営蟹ヶ谷四方嶺住宅跡地に仮設校舎を建設しているところでございまして、年度内に完成、移転を完了する予定でございまして、仮設校舎での学校生活は、平成27年3月までの2年間となりますが、グラウンドや屋根付きの運動場も整備し、教育環境の確保に努めてまいります。

■ 予算審査特別委員会 共産党 大庭委員（3月8日） ■

◆ 学校の太陽光発電と蓄電池の整備について

◎ 質 問 ①

太陽光発電設備への蓄電池設置について、新年度の予算は3校となっておりますが、太陽光発電設備、蓄電池の設置についての考え方について伺います。

◎ 答 弁

蓄電池は太陽光発電設備と組み合わせることで、発電量不足や夜間等の安定的な電力供給が可能となり、災害時の職員室、保健室などの照明や情報通信機器を使用する際の電力を確保することができるものと考えております。

◎ 質 問 ②

蓄電池が整備される3校の学校名、設備の規模について伺います。

◎ 答 弁

10キロワット以上の発電能力のある太陽光発電設備を保有している学校の中から今後選定してまいります。

また、設置する蓄電池の規模は、10キロワットアワーを予定しております。

◎ 質 問 ③

現在改築中の大谷戸小学校は含まれていませんが、改築にあわせて、蓄電池の整備を並行して実施すべきと思いますが伺います。

◎ 答 弁

大谷戸小学校の改築工事につきましては、平成23年度に実施設計を完了し、平成24年10月に請負者と契約を締結して、平成26年2月末までの期間で校舎等の改築工事を進めているところでございます。

既に、改築工事に着手しておりますので、改築工事に併せて蓄電池を設置する予定はしていないところでございます。

◆ 市内高校生の雇用対策について

◎ 質 問 ①

今春卒業予定で就職を希望している高校生の就職内定率は、リーマンショック以前までは回復されておらず、雇用情勢は大変厳しい状況です。川崎市立高校定時制で若者サポートステーションのスタッフを迎え、2月に研修会を実施した目的、内容、参加人数、教員の感想受け止めについて伺います。

◎ 答 弁

本年2月26日に、川崎高校定時制が中心となる、キャリア教育研修会を「たちかわ若者サポートステーション」の所長を講師に迎え、就労支援機関についての一層の理解と連携を図ることを目的として、実施したところでございます。

本研修の内容といたしましては、サポートステーションにおける若者への支援体制、相談内容や支援の事例、都立高校との連携による、学校内での相談の実施例など、具体的な支援の取組について、講演をいただいたところでございます。

研修には22名が参加し、参加した教員からは、「サポートステーションに相談を行う場合、就労以前の、働くことへの不安や疑問でも応じてもらえることがわかった」、「就労が困難な生徒を、福祉機関とも連携を図っているサポートステーションと協力して支援をしたい」などの感想が寄せられ、在学中の早期から、支援機関と連携を図ることが就労支援に有効であると受け止められております。

今後も、より一層、生徒一人ひとりの進路希望の実現に向けて、キャリア教育の推進と就労支援機関との連携に、努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質 問 ②

依然として厳しい高校生の就職内定状況に鑑みるならば、各市立高校すべてに就職支援員、相談支援員を配置していくべきと考えますが伺います。

◎ 答 弁

これまで、「ハローワーク」のジョブサポーターや「かわさき若者サポートステーション」のスタッフを講師として迎え、就職希望者に対して、就職活動における心構えや面接試験に向けた講習会など、関係機関との連携による指導と支援を行っているところでございます。

また、未就職生徒を、これらの就労支援機関へ引率したり、保護者へ就労支援機関の利用方法を紹介するなど、活用を図っているところでございます。

今後は、就職活動に困難を伴う生徒などの職業的自立に向けて、より一層、関係機関との連携を深め、専門家による相談窓口の活用などについて、検討をしてみたいと考えているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 自民党 石田委員（3月11日） ■

◆ 通学路の安全対策について

◎ 質 問

川崎市では、教育委員会が主管となり、建設緑政局や神奈川県警、各区役所道路公園センターや危機管理担当などと協力して通学路安全対策会議を推進しているということですが、本市の状況について調査結果とあわせて伺います。

◎ 答 弁

教育委員会では、各学校から上がってきております危険箇所の改善要望について、通学路安全対策会議の各区の部会におきまして検討を重ねているところでございます。本市における対策必要箇所数は、279箇所となっております。対策箇所につきましては、関係局、関係機関と連携して、できるところから順次対応しているところでございます。

なお、通学路の安全対策とした5億1,864万6,000円のうち、教育委員会といたしましては、子どもたちがより安全に安心して通学できるよう地域交通安全員をこれまでの87箇所に加え13箇所分の増設を見込み、4,666万円を計上しているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 岡村委員（3月11日） ■

◆ 体罰について

◎ 質 問

体罰について、児童生徒には電話相談ホットラインで対応し、教職員対象としては管理職が聞き取りをするとのことですが他都市の事例を他山の石としてしっかりとした取組をする必要がありますが見解を伺います。また、相談先の電話番号を書いたカードの存在を改めて確認徹底し、そこに入れ込むことも必要だと考えますが取組を伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、学校管理職による教職員の聞き取りと並行して、2月18日から電話相談ホットラインを開設することにより、区・教育担当が直接、児童生徒や保護者から詳細な聞き取りを行っております。

このホットラインでは、区・教育担当がこれまでの経験を生かして、より丁寧な聞き取りを行い、正確な実態の把握を行ってまいります。

一方、各学校が行う管理職による教員への聞き取りは、体罰だけでなく、児童生徒との関わり方や指導上の悩みについても聞き取ることにより、実態を把握するとともに、学校全体の指導の在り方を見直し、継続的な体罰の禁止について、学校全体の意識を高めることをねらいとしてい

るところでございます。

校長が、何より子どものことを最優先として考えることは、保護者と学校の信頼関係の基盤となるものでございます。本市におきましても他都市の事例を他山の石として、体罰根絶に取り組むことが肝要と考えております。

次に相談カードにつきましては、ホットラインの開設以前から、教育委員会が設置している「いじめ相談ダイヤル」や「インターネット問題相談窓口」をはじめ、関係機関が設置している相談先をまとめた生徒手帳大の相談カード「ひとりで悩まないで」を毎年、すべての児童生徒に配付しております。

また、その利用方法につきましても、配付時に担任が、児童生徒の発達段階に応じて、分かり易く丁寧に説明するよう周知を図っているところでございます。

今後はこの相談カードに体罰に関する相談窓口を掲載することで、児童生徒が常に利用できるようにしたいと考えております。

◆ 心のスキルアップについて

◎ 質問 ①

昨年の第5回定例会代表質問でスクールカウンセラーに認知行動療法の研修を受けさせるようにすべきと提案し、教育長に答弁いただきました。1年が経過しましたがその後のスクールカウンセラーへの認知行動療法への取組について伺います。

◎ 答 弁

ストレスに対応できるこころの状態をつくっていかうとする認知行動療法は、子どもたちが前向きに生きていくための重要なスキルの1つであると考えておりますので、本市では、平成22年度、教職員向けに、認知行動療法の理論と実践を取り入れた研修を実施したところでございます。

一方、子どもや保護者の相談を担当する専門職であるスクールカウンセラーなどは、臨床心理士の資格を得る過程で、認知行動療法を大学院で学ぶ機会があり、相談のケースによって認知行動療法も取り入れながら相談活動を行っているところでございます。

カウンセリングの技量を高めることは重要でございますので、今年度カウンセラーの研修会での認知行動療法の考え方を取り入れた講演や事例研究会を通して、その理解を深めてきたところでございます。

◎ 質問 ②

「かわさき共生＊共育プログラム」の取組について伺います。その中で認知行動療法の考え方を基本にした「こころのスキルアップ教育」ともいうべき、しなやかに考える生き方を取り入れられているのか併せて伺います。

◎ 答 弁

本市では、平成22年度から「かわさき共生＊共育プログラム」を市立学校で年間標準6時間実施し、望ましい人間関係の育成に努めております。

このプログラムは、児童生徒が心の通い合う活動や望ましい対人関係の在り方を考え、穏やかに適切なコミュニケーションの方法を学び、互いの信頼関係を高めることにより、不登校や問題行動を生まない学級づくり、人間関係を築く力の育成を図ろうとするものでございます。

プログラム実施の効果につきましては、「効果測定」を行い、学級集団における個々の児童生徒の関わり方や、集団への所属感などの内面を把握して、個人と学級集団の関係を客観的に捉えるようにしております。この結果を、教員同士で分析し、共通理解することで、日々の教育活動に生かし、よりきめ細やかな指導を行っているところでございます。

次に、「こころのスキルアップ教育」についてでございますが、この教育で身につけさせようとしている、「やりがいのある行動や楽しい行動をすることによって心を活性化するスキル」、「しなやかな考え方をもってストレスに対処しながら前向きに生きていくスキル」、「まわりの人に自分の気持ちをきちんと伝えるコミュニケーションスキル」等につきましては、「かわさき共生＊共育プログラム」の中の「豊かな自分づくり」等のエクササイズにおいて、とりあげているところでございます

■ 予算審査特別委員会 共産党 佐野委員（3月11日） ■

◆ 児童生徒用の備蓄物資の整備について

◎ 質問 ①

児童生徒用備蓄物資の整備について、必要数を予算要求したと思いますが、予算要求した目的について伺います。備蓄物資を避難訓練の際に配付したのものもあると伺っていますが、活用状況について伺います。

◎ 答 弁

東日本大震災の経験から、災害時は、交通網が遮断され、帰宅が困難になる保護者がおり、あわせて、従業員の一時帰宅を抑制する企業もあることが想定されます。そのため、教育委員会といたしましては、保護者が帰宅困難となった子どもたちを、学校で安全に保護するため、今年度は、小学校と特別支援学校の備蓄用に飲料水と食糧を整備したところでございます。

また、中学校においても、保護者の帰宅困難が予想され、高等学校では、生徒自身が帰宅できない状況も想定されることから、来年度は、中学校と高等学校への飲料水と食糧及び全校種への防寒シートを整備することといたしました。さらに、ライフラインがストップしている状態でも子どもたちが安心して過ごすことができるよう、ランタンなどを各学校に充実してまいりたいと考えているところでございます。

これらの備蓄物資につきましては、各学校で実施する防災教育の際に、教材として有効に活用し、飲料水や食糧については、消費した分を新しく補充するなど、各学校で計画的に管理していくこととしております。

今後も、各学校の備蓄物資の必要数を確保しながら、有効的な活用を含め、適切に管理し、災害への備えを進めてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

子どもの命と安全を守る予算については、最優先にすべきと思いますが、市長に伺います。

◎ 答 弁（市長）

東日本大震災を教訓として、子どもたちの防災備蓄品の整備は重要なことと受け止めておりま

す。これまでも、小学校および特別支援学校においては、食糧と飲料水を整備し、LEDランタンについても、すでに、最低限必要な個数を整備したところでございます。

今後も、防寒シートをはじめ中学校や高等学校の食糧および飲料水の備蓄など、命を守る上で必要とされるものを優先して整備してまいります。

◆ 児童の交通安全対策について

◎ 質問

東門前小学校の通学路の実態についての認識を伺います。また、安全対策として、今後の取組についても伺います。

◎ 答弁

東門前小学校の児童数は、国道409号線から多摩川側にマンションが建設されたことにより、年々増加しているのが現状でございます。409号線から東門前駅までの通学路につきましては、教育委員会といたしましても、課題があると認識しており、車の進入規制等、安全対策について警察署とも協議してまいりました。現在は、地域交通安全員を配置するとともに、学校でも、保護者の見守り隊や教職員が児童の安全確保に努めているところでございます。

今後の安全対策といたしましては、より安全な通学路について、再度、保護者や地域の方々と協議、検討されるよう学校に伝えるとともに、児童の通学に支障のある電柱の移設につきましても設置者に検討を依頼しているところでございます。

◆ 小中学校の歯科口腔検診の強化について

◎ 質問 ①

小中学生の歯科・口腔崩壊について、川崎市の現状認識を伺います。

◎ 答弁

本市の学校保健統計の結果から、児童生徒にう歯の未処置者がいることは認識しておりますが、その数値は文部科学省の全国調査と比較しても低い数値となっており、経年的にみても減少傾向にございます。

また、学齢期のう蝕予防等の指標である12歳児の一人当たり平均う歯等の数も年々、減少していることから、学校における歯科保健の取組の成果の一つと考えております。

しかしながら、本市における児童生徒のう歯が処置をされないままの状態が一部にみられること、その他の歯疾又は口腔等の疾病・異常につきましては減少の傾向がみられないことなどは、今後の課題の一つと考えているところでございます。

◎ 質問 ②

歯科検診時に歯科衛生士を配置して、きめ細かい対応が必要と思っておりますが見解を伺います。また、保護者や児童への啓蒙を強めることが必要と思っておりますが見解を伺います。さらに、学校、地域の歯科医院、行政が連携した重層的な取組を強化することが必要ですが対応を伺います。

◎ 答弁

はじめに、学校における歯科検診は、学校保健安全法に基づいて子どもたちの歯や口腔の疾病・異常の早期発見を目的に実施しております。

その実施にあたっては、各学校で教育課程を編成する中で特別活動の健康安全・体育的行事として位置づけ、授業時間の確保にも配慮することから、できるだけ集中的、組織的に行っております。

歯科検診の事前及び事後には、学級担任や養護教諭が保健指導を実施し、健康診断の意義や目的の他、疾病・異常の予防や早期発見、早期治療の重要性についても児童生徒へ理解を図り、生涯を通じて健康な生活を営む力の育成に努めております。

また、歯・口腔に関する保健指導では、定期健康診断の結果を踏まえ、健康課題に応じた指導内容を設定し、内容によっては学校歯科医や歯科衛生士等を招き、児童生徒の健康課題の解決を図っているところでございます。

次に、歯・口腔の健康に関する啓発につきましては、保護者には、健康診断の結果を通知するほか、保健便りや面談、学校保健委員会等の様々な機会を通じて、児童生徒の健康管理について理解を図っているところでございます。

また、児童生徒には、保健学習や保健指導を通じて、計画的、継続的に歯や口腔の健康に関する知識の習得や健康意識を高める指導に取り組んでいるところでございます。

今後も、学校における歯や口腔に関する指導を継続し、保護者や児童生徒の健康意識を高めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歯科検診後の対応につきましては、現在、健康診断の結果を速やかに保護者へ通知するとともに、面談等の機会を通じて理解を図り、早期受診及び早期治療に取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、関係機関や関係局と、全市における歯科検診の統計的な結果や、学校における取組についての情報交換をしており、今後も継続してまいりたいと考えております

◆ 施設開放における体育館使用料徴収について

◎ 質問 ①

地域と学校の架け橋になっている施設開放事業について受益者負担を持ち込むことはなじまないと思いますが考えを伺います。

◎ 答 弁

日頃から、開放運営委員会や地域の方々には、学校施設開放事業を始め、学校運営などに御協力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。

今回の受益者負担は、学校運営費から支出されている学校施設開放に伴う経費の一部を、御利用の皆様へ御負担いただき、学校教育のために活用させていただくものでございますので、御理解いただきたいと思います。

◎ 質問 ②

受益者負担の名のもとに、利用団体との結びつきの関係を壊すようなことを持ち込むことは、やめるべきですが見解を伺います。

◎ 答 弁

地域と学校の良い関係を維持していくことは、大変重要なことと考えておりますので、受益者負担の導入にあたっては、開放運営委員会や利用団体への十分な説明を行い、御意見を伺いながら、円滑な導入に向けて、検討してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 嶋崎委員（3月11日） ■

◆ 中学校給食の導入について

◎ 質問 ①

平成23年3月に市議会で「中学校完全給食の早期実現を求める決議」を可決したことを踏まえ、本市の実情に合わせた中学校での完全給食の導入を図るべきと考えますが伺います。

◎ 答 弁

本市の中学校の昼食につきましては、個人の嗜好や食事量に違いがあることや、自ら食べるものは、自ら判断し、選択できる力を養うことなどの教育的効果の点からも、家庭からのお弁当を基本としております。

しかしながら、家庭からのお弁当が持参できない場合の補完といたしまして、中学校ランチサービス事業を実施しているところでございます。

なお、中学校の昼食につきましては、教育委員会で設置しております「学校における食育推進検討会議」に、平成24年度から2年間の予定で中学校作業部会を設け、中学校における食育の推進について検討する中で、ランチサービスの改善を含めた昼食のあり方についても、検討を進めているところでございます。

◎ 質問 ②

小学校で給食を実施するのに、ランニングコストとして年間約36億2,300万円、1食約262円を支出している計算になりますが、これを中学校に置き換えると仮定した場合、約14億円程度と試算されますが確認いたします。

◎ 答 弁

小学校の給食運営にかかる経費を、そのまま中学校に置き換えた場合の費用負担につきましては、小学校給食1食にかかる経費約262円に、中学校の生徒数と年間実施予定回数を乗じますと、1年間にかかる経費といたしましては、約14億4千500万円となります。

この試算につきましては、施設の整備や維持管理に要する経費を除き、小学校給食に要した経費により算出した事業費でございます。

◎ 質問 ③

「中学校完全給食の早期実現を求める決議」を受けて、教育委員会において議論はなされたのか伺います。

◎ 答 弁

平成23年3月29日に開催された教育委員会臨時会において、「中学校ランチサービス事業検討委員会報告書」の説明とともに、市議会において可決された「中学校完全給食の早期実現を求める決議」につきましても報告したところでございます。

その際、教育委員からは、完全給食を求める理由等について質疑がございました。

◎ 質問 ④

殿町の国立医療品食品衛生研究所と川崎市の間で連携・協力に関する基本協定書が締結されておりますが、食の安全やアレルギーの対応などの研究協力なども可能ではないか。その結果を市民に還元し本市の食育の推進を図ることができるのではないかと伺います。

◎ 答 弁

殿町区域に移転予定の国立医薬品食品衛生研究所との連携につきましては、本市との連携・協力に関する基本協定書の締結により、具体的な活動について検討されることから、教育委員会といたしましても、関係局と調整を行いながら、連携・協力ができるものと考えております。

例えば、食品分野の研究では、食品に含まれるアレルギー物質の検査法の開発などが考えられます。

これらの研究につきましては、学校や家庭へ還元ができるものと期待しております。

◎ 質問 ⑤

政策順位として中学校給食はどのように位置づけられているのか。今までのやり取りも含め、中学校給食を実施する時期に来ていると考えますが見解を市長に伺います。

◎ 答 弁 (市長)

本市では、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現を目指しております。

子どもたちの食育につきましては、本来、家庭が基本となっていくものであることから、中学校の昼食は家庭からのお弁当を基本としているところでございます。

また、中学生におきましては、自分の食事は自分で作ることも食育として意義深いものであり、お弁当づくりなどを契機として食に関する興味関心を抱き、将来にわたって健全な食生活を実践できる人間に育つことを願っております。

なお、学校給食を実施することにより得られる効果や利益が、果たして公的支援にふさわしいのか、なじむのか、慎重に判断する必要があり、残念ながら実施したほうが良いという確信を持つに至っておりません。

■ 予算審査特別委員会 公明党 花輪委員（3月11日） ■

◆ 重度障害児・者への支援について

◎ 質問

特別支援学級に生活介助が全面にわたり必要な児童が在籍した場合、担任・保護者が日常的に大きな負担がかかり、大変苦勞されている実態があります。学校の施設・設備面、指導面、校外学習等への参加において最大限の配慮が必要であると思っておりますが見解と対応を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、施設・設備面につきましては、重度の障害のある児童・生徒が、特別支援学級へ就学する際には、保護者、療育センター、保育園等との情報交換により、児童・生徒の障害の状況

や教育的ニーズを把握し、教室やトイレの改修、階段昇降機の配置等、必要な教育環境の整備に努めているところでございます。

次に、指導面につきましては、特別支援教育センターの指導主事や療育センター、特別支援学校の地域支援部による指導助言など特別支援学級担当者を支援する体制の整備を図っているところでございます。

また、本年度から特別支援教育センターにおいて「重度心身障害児研修」を実施し、重度の障害のある児童・生徒に対する担当者の理解や指導力の向上を図っているところでございます。

次に、校外学習等につきましては、自然教室や修学旅行において、学校の申請に基づき、支援が必要な児童・生徒に対して、実態に応じて看護師、指導補助員、介助者の配置を行っているところでございます。

さらに、本年度から、小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒に、毎日付き添っている保護者の負担軽減を目的に、看護師の訪問による医療的ケアを実施しているところでございます。

小・中学校の特別支援学級においては、教員の配置定数や、重度の障害に応じた専門的な施設・設備等に課題がございますが、できる限りの教育的配慮に努めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 織田委員（3月11日） ■

◆ 学校図書館の有効活用について

◎ 質問 ①

学校図書館の図書購入費の平成25年度予算額について、小・中・高等学校ごとに伺います。また、1校あたりの平均図書購入費について伺います。

◎ 答 弁

市立小・中・高等学校の児童・生徒用図書の平成25年度予算額につきましては、小学校、1億2,465万4千円、中学校、7,219万6千円、高等学校全日制、731万2千円、高等学校定時制、257万5千円でございます。

また、1校あたりの予算額につきましては、小・中・高等学校それぞれの学校数で平均いたしますと、小学校、110万3千円、中学校、141万6千円、高等学校全日制、146万2千円、高等学校定時制、51万5千円でございます。

◎ 質問 ②

毎年図書の新規購入と蔵書の廃棄処分について、具体的に伺います。一定のマニュアルがあるのか伺います。

◎ 答 弁

図書の新規購入につきましては、小・中・高等学校ともに、各学校の教育課程に合わせて、学校図書担当教諭が中心となり、教職員や児童生徒の希望を集約したり、学校図書館コーディネーターなどの意見を参考にしながら、購入しているところでございます。

蔵書の廃棄処分につきましては、全ての学校と市立図書館に配布しております「学校図書館ハ

ンドブック」の中のマニュアルに基づき、各学校図書館の実情に合わせて、学校図書館コーディネーターと学校図書担当教諭が連携を図り、実施しているところでございます。

◎ 質問 ③

学校図書館コーディネーターの人員と予算について、制度スタート時からの推移を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学校図書館コーディネーターの人員の配置につきましては、読書活動の充実や図書館活動の活性化のため、平成15年度は各区1名、平成17年度から各区2名、平成21年度からは各区3名、計21名を配置し、学校図書館を支援しているところでございます。

次に、学校図書館コーディネーターに関わる経費につきましては、平成15年度は約1,700万円、平成17年度から約1,400万円、平成21年度から約2,100万円で推移しているところでございます。

◎ 質問 ④

夏休みなどの長期休業期間を除く平日に、学校図書館が開いている時間帯について具体的に伺います。また、司書教諭などの大人の学校関係者は、どなたが在館しているのか、また必ず在館しているのか伺います。

◎ 答 弁

小学校におきましては、全ての学校で中休みに開館をしているところでございます。さらに朝の始業前に開館している学校が48校、昼休みに開館している学校が68校でございます。

中学校におきましては、全ての学校で昼休みに開館をしており、放課後に開館している学校は、14校でございます。

図書館の利用に際しましては、司書教諭をはじめとした、学校図書担当教諭が児童生徒の図書委員会の指導に当たりながら、より良い学校図書館の運営に携わっているところでございます。また、授業時間におきましては、言語活動の充実を図る学習活動や、調べ学習の場面において、学級担任や教科担任の指導のもと、適宜、学校図書館を利用しているところでございます。

◎ 質問 ⑤

学校図書館システムについて、十分に活用されているのか伺います。蔵書点検は、年に最低1回は行われているのか全小・中学校の実績について伺います。

◎ 答 弁

平成20年度から小学校、22年度から中学校におきまして、学校図書館総合システムが稼動し、24年度98%の小・中学校におきまして、図書の貸出・返却業務、学習資料の検索、蔵書点検等に活用されているところでございます。

蔵書点検につきましては、学校図書館総合システムが導入された際に蔵書登録を行っており、すでに各校で蔵書管理がされているところでございますが、その後、各区の状況に応じまして、2年から5年程度のスパンで蔵書点検を行っているところでございます。また、新規購入本の登録や除籍本の削除等は、随時行っているところでございます。なお、平成23年度は、31校の小・中学校で蔵書点検を行ったところでございます。

◎ 質問 ⑥

非常勤職員である図書館コーディネーターの新年度増員を図るのか伺います。巡回数が少ないことが課題とされていますが改善の対応を伺います。コーディネーターとボランティア、学校図書担当教諭が相互に連携しながら図書館運営を進めるシステムの構築も課題とされていますが具体的な対応を伺います。

◎ 答 弁

昨年度より、学校図書担当者連絡会の開催回数を増やし、学校図書担当教諭と学校図書館コーディネーターとの連携強化を図っているところでございます。また、学校図書館を支える学校図書館コーディネーター、図書ボランティア、学校図書担当教諭がそれぞれの立場から学校図書館の運営を円滑に行えるようにするために、「学校図書館ガイドブック」の改訂に取り組んでいるところでございます。

平成25年度の学校図書館コーディネーターにつきましては、今年度と同様に21名の体制で行う予定でございますが、今後も引き続き、学校図書担当者連絡会の充実を図るとともに、各学校・各区の状況に合わせた支援に向け、学校図書担当教諭と学校図書館コーディネーターの連携による取組を検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ⑦

本市は、学校図書館コーディネーターを学校司書として活用していますが、学校司書を常駐させる他の自治体と同じ効果があり、新学習指導要領にこたえることが期待できると考えているのか伺います。

「請願43号」に対して、市議会は趣旨採択しましたが、この結果をどのように受け止め、どのような検討をしたのか伺います。学校図書館職員を配置するための計画を検討しているのか伺います。

昨年の第1回定例会にて、教育長から「学校図書館のより有効な活用に向けて、中心的一かかわる職員のあり方について検討する」と答弁をいただいておりますが、検討結果と対応について伺います。

◎ 答 弁

学校図書館コーディネーターの採用に当たりましては、司書、司書補または司書教諭の資格を有する方の中から選考しており、高い専門性がございますが、さらに年間6回の学校図書館コーディネーター研修会を行い、より高い資質の向上に努めているところでございます。

専門性の高い学校図書館コーディネーターが学校を巡回し、複数校を担当することにより、それぞれの学校の良さを他校に生かし活用することで、各学校図書館の質の向上に努めてきているところでございます。

また、各区3名の学校図書館コーディネーターが協力して蔵書点検をしたり、図書ボランティア研修会を企画・運営したりするなど、各学校や各区の状況にあわせた支援も行っているところでございます。

各学校におきましては、多くの図書ボランティアの方々にもお力添えを頂き、読み聞かせや環境整備等にご協力いただいております。本市の読書活動の充実につながり、感謝していること

ろでございます。

このような取組は本市の特徴でもございますので、引き続き重点を置いてまいりたいと考えております。

これまで本市では、学校図書館について全校を対象としたアンケートをとり、意見等を聞き、検討材料としていただいております。学校図書館コーディネーターの成果や課題につきましては、引き続き検証を行ってまいります。

今後も学校図書館コーディネーター、図書ボランティア、学校図書担当教諭が相互に連携・協力を行い、学校図書館の充実が図られるよう、次期教育プランの策定に向けて、学校図書担当教諭の学校における機能のあり方や、学校図書館コーディネーターのあり方を含めて、総合的に検討してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 矢澤委員（3月11日） ■

◆ 市民俗芸能発表会と継承及び文化財保護法と保存活用について

◎ 質問 ①

橘樹郡衙推定地について、国史跡指定を目指す予定とのことですが、具体的な取組内容と調査費について伺います。併せて当然影響寺を含めた橘樹郡衙と考えますがその考え方と保存活用について伺います。

◎ 答 弁

橘樹郡衙推定地につきましては、平成10年度からの確認調査により、高津区千年伊勢山台を中心に遺跡の所在が明らかになったところでございます。平成20年度には、その遺跡の一部を川崎市重要史跡に指定し、たちばな古代の丘緑地としてオープンいたしました。

今年度は、たちばな古代の丘緑地に隣接する土地を土地開発公社で先行取得いたします。来年度からは、学識者の御指導をいただきながら調査を行い、報告書を作成するなど、国史跡の指定を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。調査費は、300万円を計上しているところでございます。

また、影響寺につきましては、これまでの調査により、橘樹郡衙とほぼ同じ7世紀の後半頃に創建され、郡の公的な寺院として、郡衙とともに古代川崎の政治・文化の中心であったと考えられております。

このような深い歴史的結びつきを踏まえ、橘樹郡衙推定地の保存活用にあたっては、影響寺の御理解と御協力をいただきながら、連携して進めてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

影響寺には、薬師三尊という国の重要文化財があり、重要文化財から国宝に指定して欲しいという願いがありますが、本市としても積極的支援を期待するものですが見解を伺います。

◎ 答 弁

現在、木造薬師如来両脇土像として、国の重要文化財に指定されており、地域の歴史を語る重要な文化財として、地域の方々に大切にされているところでございます。

国の重要文化財から国宝への指定は、文化財保護法の規定に基づき、文部科学大臣が、あらかじめ文化審議会に諮問し、その答申により行うものでございますので、今後、国・県など関係機関との連絡調整を図る中で、地元の御要望のあることを伝えてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

民俗芸能について、地域の方々が地域の宝物として守り伝えるべく活動に取り組んでいるところですが、こうした民俗芸能の取組に対する教育委員会の考え方及び予算面も含めた積極的な支援が必要と考えますが伺います。

◎ 答 弁

川崎市内には、さまざまな民俗芸能が、昔から時代を超えて継承されており、県又は市の文化財に指定されている沖縄民俗芸能、小向の獅子舞、初山の獅子舞、菅の獅子舞、囃子曲持、禰宜舞の6団体、及び市内の各保存団体の支援に取り組んでいる、川崎市民俗芸能保存協会の活動に対して補助金を交付し、活動支援を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、市内の民俗芸能は、地域の歴史や文化に関する理解を深める上で大変重要であり、地域社会の貴重な財産であると考えておりますので、今後も引き続き、後継者の育成や保存活動への支援を行ってまいりたいと考えております。

◎ 質問 ④

民俗芸能をこれからも伝承していくためには発表の機会を増やすことが必要と考えます。学校との連携や成人式の式典前も一つの発表の場となり、市民の方々に川崎にも古くから伝わる伝承芸能があると知ってもらう機会のある場となると考えますが伺います。

◎ 答 弁

教育委員会では、川崎市民俗芸能保存協会と共に、毎年、開催区を変えながら「川崎市民俗芸能発表会」を開催し、地域に伝承される民俗芸能を、広く市民の皆様に親しんでいただく機会を提供してまいりました。

また、学校の授業等を活用した民俗芸能の体験学習や、市のホームページで団体の活動を紹介する普及啓発にも取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、民俗芸能が地域の多くの方々に理解され、親しまれるように、地域や学校等と連携しながら、民俗芸能の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 菅原委員（3月11日） ■

◆ 地方公務員退職制度について

◎ 質問

県が支給する教職員については、県の検討も終わり一定の方向ができましたので、その内容と本市の対応について伺います。

◎ 答 弁

市立の小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教職員につきましては、いわゆる「県費負担

教職員」と呼ばれ、その退職手当につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、神奈川県条例で定めることとされております。

神奈川県では、去る2月26日に退職手当に係る条例改正案が県議会において議決され、3月1日以後に退職する教職員について、段階的に、退職手当の見直しを実施されたところでございます。

本市の対応についてでございますが、今年度末に定年退職が予定されている県費負担教職員のうち、2月末日付けで、学校事務職員1名が退職いたしましたので、学校運営に支障が生じないよう、臨時的任用職員を配置したところでございます。

中学校完全給食の早期実現を求める決議

平成21年5月1日現在、全国の公立中学校での完全給食の実施率は81.6%であるが、中学校での完全給食に踏み出す地方自治体は更に増えている。

当時、都道府県別の実施率で一番低かったのは大阪府の7.7%であるが、大阪府は、全ての公立中学校で完全給食が実施できるよう、政令指定都市を除く未実施の234校の施設整備について、平成23年度からの5年間の総額で最大246億円を補助することを明らかにした。

さらに、大阪市でも平成25年度から市立中学校128校全てで学校給食を導入する方針を固めたことから、政令指定都市で完全給食が実施されないのは、本市のほかに横浜市、堺市及び神戸市だけとなる。

一方、本市における中学校の昼食については、家庭からの弁当を基本としつつ、各個人が希望するときだけ弁当を購入できるランチサービスを全校で実施しているところである。

しかしながら、保護者の経済的負担等の軽減、地産・地消、食育、栄養バランスなどの点において学校給食の意義は大きいことから、学校給食の持つ利点を十分に考慮し、弁当との選択制や弁当配達方式であるデリバリー方式の採用など、本市の実情に合わせて中学校での完全給食の導入を図るべきである。

よって、本市議会は、本市において中学校での完全給食が早期に実現されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成23年3月16日

川崎市議会